

第四十八回国会 衆議院 商工委員会 議録 第十四号

昭和四十年三月十二日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長代理理事 早稲田柳右二君

理事 小川 平二君 理事 小平 久雄君

理事 田中 龍夫君 理事 板川 正吾君

理事 加賀田 進君 理事 中村 重光君

理事 浦野 幸男君 理事 小笠 公韶君

理事 小沢 辰男君 理事 海部 俊樹君

理事 黒金 泰美君 理事 田中 榮一君

理事 田中 正巳君 理事 中村 幸八君

理事 長谷川四郎君 理事 古川 丈吉君

理事 三原 朝雄君 理事 大村 邦夫君

理事 桜井 茂尚君 理事 沢田 政治君

理事 島口重次郎君 理事 田中 武夫君

出席國務大臣

通商産業大臣 櫻内 義雄君

出席政府委員

通商産業政務次官 岡崎 英城君

通商産業事務官 熊谷 典文君

(大臣官房長) 伊藤 三郎君

通商産業事務官 伊藤 三郎君

(軽工業局長) 中野 正一君

中小企業庁長官 中野 正一君

委員外の出席者

大蔵事務官 吉瀬 維哉君

(主計官) 通商産業事務官 内丸 邦彦君

(軽工業局長) 通商産業事務官 内丸 邦彦君

(化学課長) 専門員 渡邊 一俊君

三月十日

海外経済協力基金法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一一六号)(子)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

小規模企業共済法(内閣提出第七六号)

高圧ガス取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

総合エネルギー調査会設置法案(内閣提出第一一〇号)

○早稲田委員長代理 これより会議を開きます。

委員長は所用のため出席いたしかねるとのこと

でありますので、委員長の指名によりまして、本

日は私が委員長の職務を行ないます。

まず、内閣提出の高圧ガス取締法の一部を改正

する法律案を議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許可い

たします。加賀田進君。

○加賀田委員 先般、最近起こった高圧ガスを中

心とする事故の問題を中心として質問をいたしました

わけでありますけれども、きょうは直接この法律

の内容について二、三点お伺いをいたし、引き続

き改正の主要な点について質問いたしたいと思います。

まず、この法律で、第一種製造業者と第二種

製造業者あるいは第一、第二以外の製造業者とし

て、製造を開始するための届け出の期間というも

のがお互いに相違しているわけです。たとえば第

二種の場合には、開始前二十日までに届け出なく

ちいかぬというふうなことになるのであります

が、こういう届け出の相違はどこから発生してい

るのか、その点明確にしてもらいたいと思うので

す。

○伊藤政府委員 お答えいたします。届け出の期

間が第一種製造所、第二種製造所、その他で異

なっておりますのは、第一種製造所のほうが設備

の内容も大きく複雑でございますので、なるべく

早く届け出させて、そして十分に時間をかけて審

査をするという趣旨でございます。大体設備の

内容によってそういう差が出ておるわけござい

ます。

○加賀田委員 第一、第二種の製造業は、結局相

当以前に届け出をして審査をし許可を与える、こ

ういうことになっております。一、二以外の業者

については開始後三十日以内ということになって

おりますけれども、すでに製造を開始してから三

十日以内に届け出ることになっておると、

操業をやっているわけですが、操業後にそういう

ものが審査されて不許可というふうな事態が起

こつた場合に、業者も困るでしょうし、あるいは

検査をするにしても非常に困難な設備等の内容を

十分に調査することができないのではないかと思

いますが、その点はどうでしょう。

○伊藤政府委員 第二種の製造業者は一日の冷凍能

力が三トン以上というふうなものでございませ

が、これは事業につきましても許可制ではござい

ませんで、届け出制になっております。したが

まして、事業開始後に届け出をするということに

相なっておりますわけでございます。

○加賀田委員 設備が非常に複雑だというのは、

第一種でそういうことを規定しておるのでしょ

うけれども、第二種においても爆発の危険もある

でしょうし、その他可燃性のガス等を使っていると

引火するおそれもあるのですが、これは別々に、

単なる設備が小さいという意味だけで開始前に届

け出をして、あと調査するというふうなことは実

質的に合わないのではないかと思ふのです。高圧

ガス全般の製造業者についてはやはり開始前に精

密な検査を行なって安全度を確かめて、これを許

可するというような方法を講ずるほうが適当し

ないかと思ふますが、その点どうでしょうか。

○伊藤政府委員 ただいま御指摘がございました

が、届け出制でやっております事業者につきまし

ては、設備の基準を維持するようという省令の

規定もございまして、そういう点で規制をいた

しておるわけでございます。従来事故例等か

ら見ましても、そういうものにつきましても許可

制にまでもする必要はないのではないかと考えてお

りますが、今後さらに検討しまして、必要な場合

にはそういう点も措置いたしたいと考えます。

○加賀田委員 そういたしますと、従来事例と

して届け出制だけで、あと調査して、その設備

等のとつかえあるいは改修を要求した事例はない

わけですか。

○伊藤政府委員 先ほど私がお答えをちょっと聞

違えましたが、五条の第二項の場合でございます。

この場合は、現在までのところそういう事故を起

こしたということも承知しておりません。なお二

項の場合におきましても、こういう二項の製造事

業者程度の規模でありましても、ポンプを持って

おりますものは、これは高圧ガスの製造というこ

とで第一種の製造業者になりますので、そういう規

制をいたしております。したがってこの二項

の場合というのは、小型の容器を使用するよう

なものでございまして、先ほど申しましたように、

従来のところそういう事故はなかったように聞

いております。

○加賀田委員 私は、事故はさいぜん局長が答弁

したから了解しているのですが、届け出だけで、

あと検査に行かないわけですか。検査の対象には

ならないわけですか。ただ単なる届け出、事業所

がそこにあるということだけを認識するために届

け出をするのか。やはり届け出ということば、そ

ういう危険性があるから一定の期間を置いて検査

に行くとか、あるいは施設が不備な場合にはとり

かえを要求するとか、何かの監督的要素があつて

こそ初めて届け出するわけであつて、ただ紙一枚

届け出てそれでいいんだつたら届け出する必要はな

いと私は思うのです。したがって、そういう届け出後の施設等について不備な点を指摘して修理させるという点が従来なかったかどうかという点をお尋ねしているのです。

○伊藤政府委員 届け出を受けましたあと、第一種製造者のように完成検査はいたしておらないのでございますが、ただ、法律の第十二条によりまして必要な場合には立ち入り検査を行なうことになっております。

○加賀田委員 そういたしますと、単に届け出たというものについては一片の書類であって、必要があれば職員が自発的にそれを検査することができ、この程度である、こういうことでは実際問題として、こういう高圧ガスについての危険性というものを事前に防止することはできないのではないかとおもうのです。もしそういうことで、これは小型だからそういうおそれがないとするならば、別にそういう届け出する必要もないだろうと思われ、その点、そういう単なる届け出だけで、将来こういうものは——いまのところ事故は起こっていませんという話ですが、必ずしも将来とも起こらないとは言えないと思うのですが、そういう点、届け出だけでこの問題が処理されていいのかわるか。その問題はどうかでしよう。

○伊藤政府委員 先ほど申しましたように、この第二項の事業者程度のものでございまして、手押しポンプ程度でありまして、これは第一種製造者の規制を受けることとなるわけでございます。したがって、現在のところ、従来の経験にかんがみまして、この届け出によりまして一応存在を認識して、必要な場合に立ち入り検査を行なうということと足りると考えておりますが、今後高圧ガスはいろいろ新しいものも出てまいりましようし、そういう場合には、さらに必要があれば適当な措置をいたしたいと考えております。

○加賀田委員 必要というものはどういう限界になりますか。一片の紙で届け出て、そこで製造業を開始している、こういうものをつくっているんだなという認識だけで、職員が必要ということで検

査するという、必要の限度についてはどうも疑義があるわけですね。したがって、届け出そのものについての効力とか目的というものが明確でないと思ふのです。やはりいま言ったように必要なきときには検査するという一つの目標があるでしようけれども、その必要という理由ですね、どういふ事態が起った場合に必要ということが認識されるのか、それがどうも不明確じやないかと思ふのですが、従来そういうことで定期的に、届け出てから一年以後に検査するとか何とかいうような規定があるのですか。それとも、ないとするならば、ただ単なる届け出だけで意味がないものではなからうかと思ふのです。しかも、どうせタンク等を使っているでしようし、それについてはあとで触れたいと思ふますけれども、そういうタンク等の部品の材料の検査も、これは精密に省令で規定しているわけですから、そういうものを全然無関係で、独自の考え方でもちろん業者は省令等を厳守しようという意思があるでしようけれども、それを業者に全部まかせてしまつて、単なる届け出だけだということでは、どうも危険性を解消することはできないように思ふのです。もしそれだけ、完全に業者を信じて、それでいいんだということになれば、施設がうんとこまかになつたら、事業を行ないましたという届け出だけでいいんじゃないかと私は思ふのですが、その点どうでしようか。

○伊藤政府委員 先ほど来申し上げましたような程度の規模の工場でございますので、許可制までという必要はないと考えておるわけでございます。ただ、必ずしも全然危険がないというわけではございませんで、立ち入り検査を法によりまして励行をいたさせたい。府県の担当の人員等も限られておりますけれども、その範囲内におきまして、極力そういう小規模の施設につきましても立ち入り検査を増強してやらせるといふことで進みたいと考えております。

○加賀田委員 どうもその点、立ち入り検査も従来なかなか計画どおりに予算の関係等、職員の数等によって実行されていらないような状態ですから、やはりこの点も、たとえ規模が小さくとも同じ高圧という一つの危険性があるし、しかも規模の大きいところは事故が起これば大きいでしようけれども、事故の起こればおそれのあるものについて、大小にかかわらず私は同じだと思ふのです。したがって、そういうことで今度は法律改正が出ておりませんけれども、再検討されて、しかもいま立ち入り検査のことが局長のほうから明らかになりましたけれども、それら等についても留意して、万全を期していただかなければならぬのじやないかと思ふのです。

それから、今度の法改正との関係もありましてけれども、いまいわれる製造業者には作業主任者というものが決定されている。それから販売業者にはいわれる販売主任というものが、試験制に基づいて免状を与えて実施せられていられる状態ですが、今度の法律では、新たにいわゆる消費者についての取り扱い主任者というものをきめて、これが規定をこまかく設けて、甲乙丙あるいは第一種、第二種というふうに段階をつくつて、いろいろ試験制度に基づいて免状を与えておるわけですが、今度新たに設けられる取り扱い主任者については、そういう制度をつくらうとするのか、それとも単なる消費者が主任を選定して届け出ればそれでいいのかわか、その点をちょっと明らかにしてもらいたいと思ふのですが。

○伊藤政府委員 この消費工場の取り扱い主任者につきましては、国家試験を実施する考えはございませんで、一定期間の経験を必要とするということに基づき定めたと思ふのでございます。

○加賀田委員 単なる経験だけで、こういう重要な責任者として将来とも事故防止の——もちろん日常の注意とかあるいは指導とかはしなくちゃいけませんけれども、事故の起これば場合によつて、やはり最高責任者として責任をとらなくちゃ

いけない、こういう重要な任務を帯びていながら、単なる一定の経験だけで、主任者として自主的に消費者が届け出られるだけで、それを了承することと目的が達成されるのか。やはり一定の教育期間とかいふことがいわれる行政面で実施されていかなければ、技術的にも非常に未熟な消費者でございませんで、この法の目的をうまく達成できないのじやないかと思ふのです。単なる五年なら五年の経験者であれば、消費過程におけるいわゆる取り扱い責任者として届け出てあればそれでいいんだというようなことでは、その目的を達成することはできないのじやないかと思ふのです。技術水準等もある程度行政指導として認めて、それを認定していく、こういう形をとらなければ法的目的を達成することはできないのじやないですか。どうでしよう、その点は。

○伊藤政府委員 現在の液化酸素の規制につきましては、取り扱い主任者は「液化酸素の製造の作業または消費に関し六月以上の経験を有する者」あるいは「大学、専門学校等を卒業して「高圧ガスの製造の作業または消費に関し六月以上の経験を有するもの」という規定を設けてございませんで、今回の高圧ガスの消費につきましても、製造と比べますと作業が比較的単純でございませんで、液化酸素と同じ程度の資格をもって足りるといふふうに考えたわけでございます。

○加賀田委員 通産省から出している資料の事故の件数を見ますと、昨日見学に行きました高圧ガスの中でプロパンガスが非常に多いわけですが、この過程で——いわゆる製造あるいは販売、消費、貯蔵といういろいろな過程がありませんで、その過程の中でどこに一番事故が多かつたか、通産省として調査の結果が明らかだと思ふのですが、発表していただきたいと思います。それが製造過程に多いのか、あるいは販売過程に多いのか、消費過程に事故が多いのか、この点を明らかにしてもらいたいと思ひます。

○伊藤政府委員 プロパン関係の事故でございませんで、件数としては、家庭における消費の際

の事故が一番大きいのですが、災害の範囲から申しますと、プロパンガスのスタンドの事故が被害としては大きなものになっております。そのプロパンガスのスタンドの事故の原因でございますが、直接の作業員の取り扱い上の不注意あるいは過失というようなものが、事故の発生原因の大部分でございます。

○加賀田委員 いまプロパンガスの事例をあげましたけれども、こうした事故の一番多いのは、やはり固定した施設の中における事故というものは、やはり少ないんじゃないかと思うのです。結局それは移動過程における事故というものが一番多いのであって、固定された施設については、やはり、もちろん製造関係あるいは販売関係には技術者がおられますから、相当注意もしておるでしょうけれども、やはり一番事故がこれから多くなり、あるいは今日まで多いのは、消費過程における事故というものが、事故そのものは小規模であろうとも、一番多いんじゃないかと思うのです。そういうところに着目して、今度法律改正が通産省で出されたのでしよう。だからその責任者というか日常指導される方が、単なる経理があれば、それで届け出すればいいんだ、こういう認識じゃなくて、やはり一定の技術的な知識を持った人とか、あるいは通産省のほうで二カ月前なら二カ月前という期間を経て教育を与えた人とか、何かの基準というものが明確になって、事故防止というこの法律の目的を達成しなくちゃならないんじゃないかと私は思います。大学を出て一定の教育を受けた、あるいは六カ月前以上これに携わっておったということだけで、一方的に主任を届け出ればそれでいいんだ、こういう認識では、単に事故が起こった場合の責任者を明らかにするだけであって、やはり防災という一つの日常の行動にはちよつとこと足らぬ点があるんじゃないかと思うのです。したがって単なる経理者で届け出ればいいんだという今度の思想ではなくて、取り扱い主任という一つの責任者を、一定の方向を明らかにしなければ、販売主任とか作業主任については、作業主任免状を

与えるためには、化学主任とか機械主任というの甲乙丙、結局冷凍機械等を含めまして七種類の免状を与えるというふうなことで、非常に細に入った注意を払っておきながら、いま一番事故が多いこういう消費過程における責任者としては、経験者で届け出がなければいいんだというのでは、ほんとうの事故を防止するという姿勢に少し欠けているんじゃないかと思うのですが、これで通産省として自信があるのか。局長が答弁できなければ政務次官でもけっこうですが、自信があるかないか。いかがですか。

○伊藤政府委員 現在までプロパンのスタンドで起きております事故は、先ほど申しましたように、作業員の不注意のものが多くございまして、スタンドはボンブを持っておられますので製造所ということになっておるのでございまして。そういう意味で製造所としての最もきびしい規制を行なっておるわけでございますが、今回法律改正でお願いしております消費工場の場合、これは高圧のガスを減圧する過程を言っておるわけでございます。したがって製造とは異なっており、作業としては非常に簡単なものでございまして。液酸の場合、先ほど申しましたように、六カ月前以上の経験ある者を取り扱い主任者ということで実施をしております。十年間以上無事故でまいるおるわけでございます。したがって、今回新しい規制の対象とします高圧ガスの消費につきましても、いま申しした程度の資格をもって足りるといふふうに考えております。なお、御指摘の点もありますので、保安協会から定期に教育を受けさせようという点も補完をさせていただきます。そういう点も補完をさせていただきます。よろしくお考えください。

○加賀田委員 いまスタンドの話が出ましたけれども、スタンドはそうすると第一製造所ということになるのですか。

○伊藤政府委員 プロパンのスタンドは第一種の製造所でございます。

○加賀田委員 それではできるだけそういうようにして、法の目的を達成するために、やはり取り扱い主任者についても、協会の協力も得て、できるだけ万全を期すようにお願いをいたしたいと思っております。

それから従業員の問題について、第一種等については、一定の教育規定を設けてそれを完全に実施しなければいけません、こういうことになっておるのですけれども、常時雇用する労働者については、そういう施設、そういう規定を設けて教育が施されておると思うのですが、しかしこれも実際に教育しているかどうかということも届け出制度で、一定の教育を行なっていることを認定するのは、業者が自主的にそういう計画に基づいて記録等を届ければそれでいいのですから、実際にやっているかどうかということについては、信じなければそれまでのことですが、そのことも大事だと思っております。十分に監督していただかなければならぬし、それから臨時の労働者について、やはり同じ事業所の中で常用の労働者と一緒に働くわけですから、これについての保安教育というものが法的に規定してあるのか、あるいは今日まで実施されているのか。どうもそういうふうな点について不安があるのですが、これはどうでしょう。

○伊藤政府委員 保安教育につきましては、御指摘のとおり届け出でございまして、実際にどういふふうに行なわれておるかということもチェックするのは非常にむずかしいこととございまして。従来の事故にかんがみまして、私も考えておりますのは、第一に経営者あるいは幹部従業員の保安意識の高揚ということにあるわけでございます。まず経営者、幹部の保安意識を高揚させまして、それに基づいて一般従業員に対する教育の徹底をはかる、そして事故の絶滅を期するということが保安対策の第一歩であり、基本であるというふうにお考えしております。これを實現するにつきましては、なかなか形の上にはあらわれませんが、非常に把握しにくいのでございますが、実は本年は特

にそういう経営者、幹部従業員の保安意識の高揚、一般従業員に対する教育の徹底ということをはかりたいと考へまして、各都道府県に指示をいたしましたし、また、高圧ガス保安協会に対しても、そういう各府県で行ないました講習等に協力をして指導者を派遣するとか、あるいは必要なテキストをつくるとかいうことで十分教育するようにならうことをいたしております。また、ある時期には、そういう高圧ガスの保安強調月間というふうなものをことごとく実施をいたしまして、所期の目的を達成したいと考えておるわけでございます。

それから第二の下請の問題でございますが、高圧ガス取締法で、保安について経営者にいろいろ義務を負わせておりました、危害予防規程を作成させたり、教育計画をつくらせたりいたしておるわけですが、それは当該事業所の従業員に対するものだけではなくて、その事業所内で作業する者全部を対象としてつくっていくようにいたしております。したがって、事業者としては、自分のところの従業員だけではなくて、下請の工事者に対しても十分保安についての教育をしなければならぬわけでございます。遺憾ながら現実には、そういう下請の工事者というのは、転々として十分保安の知識のない者が実際の作業をするという場合がございまして、そういうことから事故が起きる例があるのはまことに遺憾な次第でございますが、私もいたしましては、事業者に対して、そういう下請なんかも含めて十分な教育をするように、あるいは危害予防規程、これは認可になつておりますので、危害予防規程の中に、そういう工事人も含めまして措置を講ずるようという指導をいたしておるわけでございます。

〔早稲田委員長代理 田中(龍)委員長代理 理着席〕

○加賀田委員 臨時雇用の労働者でも二通りあると思うのです。常時雇用されている労働者と一緒に作業をするが、しかしそれは季節的とか、あるいは一定の期間を区切って臨時的雇用ということ

で一緒に作業する場合と、新たに施設を増設する場合と、かきいことと全然違つた性格の労働者が工事現場に入つて工事をするという二つの方法があると私は思うのです。前者の場合には、ある程度経営者も責任を持って教育をしようけれども、タンクを少しふやすんだからということと下請をして作業をさすというような場合には、その経営者あるいは責任者が、そういう保安教育まで施した者でなければ工場の中に入れてはいけないというふうな姿勢をとつていかないと、雇用関係が違ひますから、そこに一つの問題があるのではないかと。それについては、法的には何ら処置がないわけですね。にもかかわらず、そういう教育を受けていない者がやはり工事現場に入つていくと、これが事故を起こすというような原因になつておるだらうと思ひますが、それについては、通産省としては、いままでは特に指導されているのか、協会としても、そういうものについて経営者に何かの要請をしているのか、そういう点が非常に不安な点があるし、過去にもそういうことがいろいろ流布されておりますから、そういう点については新たに検討される意思があるのかどうか、ちよつと明らかにしてもらいたいと思ひます。

○伊藤政府委員 御指摘のとおり、工事人が十分な保安上の知識を持たないために事故を起こすということは間々ありまして、まことに遺憾な点でございます。これにつきましては、第一種製造者につきましては、先ほど申しましたように危害予防規程が認可制になつておりますので、極力危害予防規程の中にそういうものも含めて対策を講ずるよう、指導するようになつておられますが、法的にそういう知識のない工事人を使つてはいかぬということは現在規定をいたしております。各府県にもそういう点を指導し、保安協会でもそういう点を注意するよう、協会からいろいろ関係の団体等にそういう指導をさせるようになつておられますが、御指摘のとおり、これはなかなかむずかしい問題でございます。現在のところ、われわれとしましては、いま申しましたよう

なことで極力事業者の保安知識の高揚をはかる、それが下請の修理等の事業者にまで及ぶというところを行政指導を通じて進めてまいりたいと考えております。

○加賀田委員 第一種製造者のいわゆる保安距離というわけですか。

○伊藤政府委員 現在きめております制限距離、保安距離は、その高圧施設から第三者に対する距離でございます。タンクとタンクとの間の距離というものは、技術上の基準ではきめておりません。

○加賀田委員 昨日日本石油からずっと視察に参つたわけですが、見ますと、すでに高圧ガスとしてガスが充満されているタンクの横で、新たにタンクを増設する工事をしていすね。しかもすでに進行している場所と高圧ガスタンクとの間に、簡単なへいだけで工事をしていす。工事をすればそこで火気も使うでしょうし、従業員もそこで仕事をすのでしょうし、そういうものについてもちろんこれは届け出て、許可制になつていす。だらうと思つてすけれども、タンク間の距離が、われわれしつうとから見ると短いために非常に危険な感じがするのですが、ああいう増設の場合の許可基準というものは明確になつていすわけですか。それが保安的にも安全な規定として制定されていすのかどうか、その点をちよつとお聞きしたいと思ひます。

○伊藤政府委員 昨日御視察になりました場合に、日石ガスでタンク増設の工事をやつておられます。障壁は建てておるのでございますが、あの場合に、増設しております工事場から一番警戒しておるのは火気でございます。ああいう施設で十分であると私も考えておりますが、そういう点につきましては、先般の昭和電工の事故もございましたので、修理の場合には他の施設との間に必要な障壁等防護措置を講ずるようになつていすことを関係の工場には指示いたしております。なおそういうタンク間の距離、工場内の施設、高圧施設と

他の構造物との関係等につきまして、技術上の基準におきまして何らかきめたほうがいいのではないかと考へて、目下そういう工場内のレイアウトについての基準というものを検討をいたしております。

○加賀田委員 これは災害を最小限度に、不幸が起つた場合にとめるといふ意味では、連鎖的に災害が拡大していくといふことは非常に好ましくないことだから、タンク間においても、もちろん地価等の関係でコスト高になつて業者はいやがるでしょうけれども、しかし安全度から考へればそういうことも言つておられないので、ひとつ研究願ひたいと思ひます。

なお、同僚の中村委員からも引き続き質問があるそうですから、質問をほしよつて次に入りたいと思ひます。

この法律の中では、いわゆる通産大臣の諮問機関として審議会がございす。これは普通の審議会と違つて、いわゆる大臣の諮問に應ずるといふことだけではないで、みづから建議することが出来るわけですね。そういう性格になつていす。私は思つてす、今度の法律改正に基づいて、われわれとしてはこの程度では非常にまだ不足だと思つてすけれども、この程度で今日の高圧ガスに対する保安が維持できる、そういう見解のもとにこの審議会が建議されて、態度を明らかにしたのかどうか。それから、審議会として最近における活動について、ひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○伊藤政府委員 一昨年に高圧ガス保安協会が法律改正によつてできましたので、保安の技術に関することは保安協会のほうに諮問をいたしております。この法律によります保安審議会は、そういう事情から、現在のところは国家試験に関する問題について審議をお願いしておるだけでございます。

○加賀田委員 そうすると、法の趣旨に基づく保安その他の高圧ガスに対する建議というものはほとんどないわけですね。だから、この審議会の予

算を見ると、本年は九万何ほです。こんなことでほんとうの審議会の活動ができるのですか、やはり従来審議会に求めていたいろいろな指導的な性格というものが協会に移つた。ところが、法律的には審議会があるから、とにかく運営だけの費用だけはちよつとつけておこうかといふので、九万八千円—九万八千円で審議会のそういう運動ができるかどうか、これはひとつ検討してもらいたいと思つてす。必要であれば法律で削除したほうが私はいと思つてす。しかし、私はここで審議会自体が、発展するガスについて、特に化学産業の発展に基づいて相当建議もできるという権能を与えていすのですから、相当通産省としては期待してこの審議会をつくつたと思つてす。ところが予算を見ると、年間九万八千円で二十名前後の委員を嘱託して何が出来るのですか。ほとんど何も仕事が出来ないと思ひますが、これはどうでしょう。将来審議会を自然消滅の方向に持つていくのか、あるいは従来と同じような方向に持つていくのかどうか、これも通産省として明らかにしてもらいたいと思つてす。委員に対しても失礼です。委員を嘱託して、重要なガスに対して審議をしてももらいたい、あるいは建議もやつていただきたいといふことで、積極的な法律体制を整えていながら、九万八千円で、実際問題としてどうでしょう、次官、こういうことで仕事ができますか。

○岡崎政府委員 ただいま御指摘のございました審議会につきましては、私も率直に申し上げて詳しく内容その他について研究不足でございます。いま御意見ございましたような次第でございますので、とくとよく研究いたしまして、審議会を設けていす以上はその機能は十分發揮できるようになつていすかと思ひます。もしもまた必要のないようなものでございすならば、これを廃止するにやぶさかでないでございす。が、何しろこういうふうに最近非常に発達してまいりました業界のごときでございますので、各方面の御意見を十分聞くことが必要じやないか、こう

思いますので、この審議会の内容、活動等について、将来十二分に効果のあるようなふうに行うに持っていくように努力したい、こう存する次第でございます。

○加賀田委員 そうすると、次官、これは審議会を将来、本来の機能を發揮できる体制に持っていくという意思なんです、それともこの印象では、もうこれは自然消滅していいんだ、法律にあるからしようがないから予算をつけておこう、九万円だったら紙代ぐらい、コピー代ぐらいは出せるだろうという程度で、こういう方向に持っていくとするのか、あるいは法律のほんとうの趣旨に持っていくとするのか、それを示して明らかにされないと、委員だって委嘱されても熱意が入らない、消えていったっていいんだから消える体制をとるだろうし、もつと活用しようとするなら委員の方々も活用するでしょうし、熱意もあるでしょうし、どちらかということをおのりから明らかにしてもらえればけっこうだと思えます。

○岡崎政府委員 先ほどお答え申し上げましたように、研究いたしました結果、わざわざお願いする必要もないという結論に達することはないと思えますので、二応よく研究したいと思えますが、私の考えでは、ただいまのような大いに発注してまいります事業のごとでございますから、非常に必要じゃないかと思えますので、内容は十分充実して御活動していただけるような、御協力していただけるような審議会にぜひ盛り上げていきたい、こう思います。

○加賀田委員 これは大臣が来たときに、来年の姿勢と同時に、来年の予算要求にも大きな態度がそこに明確になってくると思うのですが、大臣がいまそんなから、またあらためて御質問いたしたいと思えます。

引き続いて、容器の試験がずっと行なわれております。容器の試験は、いわゆる容器としての完成品と材料試験と両方に分かれておられると思うのですが、こういう完成品については、抜き取り試験をやっておられるのか、それとも全容器についてい

ゆる耐圧試験とか耐熱試験、その他振動試験等、全部行なっているのかどうか。もちろん固定したタンク等については、これは材料試験と、でき上がったものについては完全な試験をするでしょうけれども、移動されるボンベ等については一体どのような試験をやっているのか、お伺いしたいと思えます。

○伊藤政府委員 容器の耐圧、気密等の試験は全数検査をやっております。

○加賀田委員 これは定期試験をしておられるのですが、この期間は、もちろんボンベの容器等によって違いますが、一体どれくらいどの程度で定期試験をしておられるのか。

○伊藤政府委員 再検査の期間が容器の種類によつて異なっておりますが、一例で申しますと、プロパンの容器につきましては、六年ごとに実施をするようになっております。

○加賀田委員 この試験の中で落下試験がないようですが、移動されるものについては、間違つて落とされる場合もあるでしょう。振動試験等はやっておられるように聞いておるのですが、落下試験はあるのですか。一定の高さから落として。

○伊藤政府委員 容器自体については、御指摘のように落下試験は実施をいたしておりますが、材料につきましては強度試験をしておりますので、落下試験まで行なう必要はないと考えております。

○加賀田委員 材料の試験と申して、抗張力の試験をするのか、あるいはこれを見ますと、強度試験なんかやっておりますけれども、あまり試験してないのじゃないですか。いわゆる法律的には引張り試験と申しておりますが、これは抗張力の試験でしようけれども、材料試験で落下試験が必要ないというようなことは私はないと思

う。運搬中に事故が起こることはある。どうでしょう。では、材料試験はどの程度試験しておるのですか。

○伊藤政府委員 先ほど材料につきまして強度試験と申しましたが、間違いでございまして、衝撃

試験を実施いたしております。

○加賀田委員 それは一定の材料にどういうように衝撃試験をしておりますか。何か衝撃を与えて、それについての破損等を調べておるわけですか。一定の材料で何か衝撃を与えるというふうな試験のしかたは、ぼくはいままで聞いたことないのですが、どうでしょう。

○伊藤政府委員 この衝撃試験の方法につきましては告示で定めております。昭和三十四年四月十七日の通産省告示第五十八号、これは昭和三十七年、三十八年と改正をいたしておりますが、その第十七条に衝撃試験の方法を規定いたしております。内容はよくわかりませんが、そういうこととあります。

○加賀田委員 材料の試験というのは、これは協会で技術者が立ち会い試験をしておるのか。それとも、そういう特殊な試験場によつて試験されたデータを提出するということでは承しておるのか。その点はどうでしょう。これは容器全部にわたつての質問ですが、監督する立場の人が立ち会いで全容器についてそういう試験、再試験に立ち会っておるのか。あるいは一定の記録だけが提出されて、それを了承しておるのか。この点をひとつ御答弁願いたいと思えます。

○伊藤政府委員 容器の種類によりまして検査をする官庁は違つておりますが、いずれも立ち会ひの試験検査を実施いたしております。冷凍機につきましては保安協会が検査をいたしておりますが、これも立ち会ひの検査を実施いたしております。

○加賀田委員 そうすると、材料について、いわゆる容器を製造する製造業も、全部、容器を製造する場合にはその材料ごとに試験をしておるのですか。それとも、一定の基準がきまれば、それに準じてしてもよろしいということになっておるのですか。大きなタンク等については、そのタンクの材料等について試験をしておるでしょうけれども、数多いボンベ等については、製造期間ごとにやっておるのか、一定の期間を置いて試験をしておる

のか。それとも一定の理が申請されて、それに対する材料が許可されれば、それに基づいて全部そういう型のものを製造していいのかわか。これは材質においても製造法——材質は変わって来ると思ふ。だから、一つの炉に材質が溶かされて、新たに材質をつくり出す場合にも、そのつどやっておるのか。これはどうでしょう。

○伊藤政府委員 材料の試験片の取り方は、いわゆるロットごとと申しますが、炉にチャージされたそのロットごとの試験片について試験をいたしております。

○加賀田委員 法的な詳細な問題等については、まだ中村委員から質問があると思ひますが、私はこの質問の過程を通じて、通産省の態度としては、いわゆる事故が起こるおそれがある、あるいは事故が起こつたというような場合に、あらためて取り締まりを強化するという態勢が、私は今日までの態度だと思つておる。しかし将来を考えれば、高圧ガスに対する取り締まりというものは、きつきに失しても私はいと思ふ。したがって、逆にそういう必要がなくなれば緩和する、こういう態度でなければ、高圧ガスの災害を防止するという態度はとれないと思つておる。したがって、今日の改正については、もちろんこれは消費過程における責任者をきめて、その事故を防止しようとする態度そのものについては、私は何も反対するわけではありませぬけれども、もつと強化する態勢で、通産省としては前向きにこの高圧ガス取り締まりについての態度というものを将来検討してもらいたい、こういうふうにとつお願いをいたしたいと思ひます。

私の質問はこれをもって終わりたいと思ひます。

○田中(龍)委員長代理 これから中村重光君の御質問であります。どうぞ、発言を許します。

○中村(重)委員 警察庁は見えていませんか。

○田中(龍)委員長代理 まだ見えてないようですが、通産省の分から御質問を願いたいと存じます。

○中村(重)委員 それじゃ、局長にお尋ねします。あなたのほうは、タンクローリーの運転手の教育指導、そういうことに対して、もちろん関心を持っていてと思うのですが、運輸省であるとか、あるいは警察庁と連絡をとってそういうことに対していろいろ注文をつける、そういうことをやっていますか。

○伊藤政府委員 タンクローリーの運転中の事故というものを考えまして、運転手の資格あるいは特別の資格のある者を同乗させるかどうかというようなことを考えまして、警察と相談したことはございますが、具体的にどうするかということはまだきまっておらず、私のほうでは、それぞれ事業者の危殆予防規程の中に、充てんする場合は取り扱ひ主任者あるいは一定の資格のある代埋者を立ち合わせる、そういうようなことを入れさせるようにしてはどうかというふうに現在考えております。運転中の問題につきましては、運転手なり同乗者について、まだ具体的な結論は得ておりません。容器等の危険な部分につきましては、必要な防護物をつけさせるということで進んでおるわけでございます。

○中村(重)委員 このタンクローリーの構造基準といったようなものは運輸省でやる、あるいはタンクローリーの運転手あるいはLPGを使うタクシーあるいはトラック、そういう車両を運転する運転手は警察庁ということになってはいると思うのです。しかし、いずれにしても教育が不徹底である。そういうことから事故が起こってくる、国民が被害を受けるということについては、これは変わりはないわけですね。そうしてみても、やはり関係の行政庁と連絡会議を持って事故を防止していくということが私は非常に大切なことだと思っております。ところが、いまあなたの御答弁では、どうも相談をしたことのあるけれども、きわめて消極的なんですね。そういうことじゃいけないんじゃないか。非常に高圧ガスが普及してきた。きのうの現地視察でも、あなたもお聞きのとおり、あなたはもうお聞きにならなくてもわかって

いると思うのだけれども、販売基地だつて六百カ所、そういうことであったわけですね。そうすると、高圧ガスは非常に普及している。先ほど加賀田委員の質問に対するあなたのお答えの中でも明らかになったように、家庭でもボンブを使うということが非常に多くなったのですね。それに伴つての事故というものが激増しているわけですから、だから何とかしてどの部分でも事故を起ささない、そういう点については積極的な取り組みがなければならぬと私は思うのです。いまのような態度では非常に不安に思うわけです。もっと具体的な計画というものがなければならぬと思うのです。その点に対しての考え方をひとつもう一度お聞かせ願ひたいと思います。

○伊藤政府委員 御指摘のとおり、関係各省共同して事故防止に万全を期すべきでございます。私も、私も各府県には、それぞれ担当の消防なり警察と十分連絡をとって実施するように指示してございます。また私も本府自体としましては、御指摘のようにさらに積極的にその対策を協議して実行に移してまいりたいと考えています。

○中村(重)委員 きのうバスの中で東京都庁の職員の方の説明がございました。それは、事故は設備が非常に不備である、あるいは商品知識というものが不足している、それから、それから作業主任者が不在である、そういう場合に事故が多く発生しているのだということであつたわけですね。あれを聞きまして、昭和三十八年度に高圧ガス取締法の一部改正が行なわれた際に、教育面ということに対して私も非常に強調したわけですね。ところが、あつたような説明を聞きますと、あなたの方の取り組みが非常に弱いというところをあらためて認識させられたという感じが深くするわけです。たゞいま加賀田委員から、消費工場あるいは小規模の製造工場の届け出義務の問題、その他主任であるとかあるいは従業員の教育の問題という点について質問がなされたわけですが、それに対する答弁を伺つておりましても、どうもそういう点に対してはあなたの方

取り組みというものは弱いように思います。そこで都道府県でどういう教育をやっているのか。当然あなた方はそういうことに対する行政指導をやつておられるでしょうし、またそれに基づいての実績というものが当然つかんでおられると思うのですが、そういうことに対して把握しておられる点をひとつお聞かせ願ひたい。

○伊藤政府委員 各府県では、大体資格試験の行なわれないうちに講習会を実施をいたしております。大体年三回ないし四回程度実施をしております。ところが、プロパンスタンドの従業員に対する教育を実施をしたいということで、四十年の予算にも若干額をお願ひしておるわけでございませぬ。もちろんそういうものだけでは不十分でございます。あるいは先ほど申しましたように、府県にそういう点で協力をして、講習の指導者を出すなり、あるいはテキストをつくるなりやらすように、現在、鋭意その準備を進めておるわけでございます。

○中村(重)委員 いま加賀田委員から強く主張されたのですが、消費工場とかあるいは小規模の製造工場ですね。その施設に対して届け出制にしておるといふことは、私はどうしても適当でないと考える。これはやはり許可制にしなければならぬと思つたのです。先ほどのあなたの答弁を伺つておりましても、どうも届け出制でもいいなという感じが出てこないのです。そこで、許可制の必要はない、届け出制でいいんだということの積極的な理由の説明がなされなければならぬと思つたのです。もう一度、その点に対してのお答えを願ひたい。

○伊藤政府委員 消費施設でも、ボンブ等を持つておりますものは第一種製造所として許可制になっております。したがって、純粹の消費工場といふものは、装置等を持っておる程度で、比較的簡易な設備でございませぬ。したがって、これを許可制にまでもする必要性はないと思つた。必要にして十分なる規制は、現在の段

階では届け出をもつて足りるのではないかと思つて届け出にしておるわけでございませぬ。先ほど申しましたように、液酸の場合には、幸いに、ここの数年無事故でまいておられます。そういう状況からしまして、現在のところは届け出制で十分であると考えておりますが、今後の法律の施行状況によりまして、不備な点があれば、その原因に際しまして必要な措置を講ずべきであると存じます。

○中村(重)委員 昨日、いすず自動車川崎工場、それから充てん所を見ましたね。ああいう施設は届け出制になっておるのでしょうか。

○伊藤政府委員 いすず自動車の川崎工場は消費工場でございます。あとから見ました。盈進自動車のほうは許可制になっておりますが、いすず自動車の川崎のほうは届け出制でございます。

○中村(重)委員 従来実績として、あつた工場に対して、あるいは充てん所に対して、どの程度の検査をやつておるのですか。

○伊藤政府委員 盈進自動車のほうは第一種製造所でございますので、設備を完成した場合は完成検査を実施いたしております。か、あと、年間一回程度保安検査を実施をいたしております。そのほか立ち入り検査の制度がございませぬが、特別の場合のほかに立ち入り検査はあつたというスタンドには実施をしていないと思つた。

○中村(重)委員 きのう視察をして私が感じたことですが、あの充てんするところのすぐそばに火気があつた。その中には障壁というものも設けられていない。それから充てんするときには漏洩するということがあるわけですね。そういう場合に、タクシーなんかでも、充てんするとき不用意に運転手がたばこでも吸つておつたということになってくると、そこからやはり爆発する危険があると思つた。ところが、通風関係について、充てんするところに特別の配慮が行なわれておるかというところ、どうもそういうことも見受けられなかつた。いまあなたのお答えによると、完成をしたときに

検査をやる以外に、定期的に年一回やっておるんだ、立ち入り検査の道も開かれておるんだ、こう言っておる。なるほど法律であるとか省令にはそう書いておるかしれないが、現実には、完成後の検査は行なわれておるにいたしまして、立ち入り検査というものは行なわれていないだろーうと思われる。行なわれておるならば、きのう私どもが見まして感じたようなことは——これは私だけでなくて、板川委員なんか、どうもあの近いところに火気があるのはあぶないじやないかというところを指摘しておったのですが、これは私だけではない。ほとんどあのときに行かれた人がそういう印象を受けたのではないかと思うのであります。だから、保安というものに対して非常に重視していく、何とかその事故を防止していかねばならぬという積極的な取り組みということをしておられるならば、施設面に対してもっと完全を期していく、こういうことが当然なされなければならぬと思えます。あなたは、昨日一緒に現場においでになりました、私がたまたま申し上げましたような印象をお受けになりましたか。どのようにお感じになりましたか。

○伊藤政府委員 事故の防止につきましては、経営者、幹部、従業員の保安意識を高揚するということがまず基本であるというふうに考えております。したがって、そういう経営者の基本的な考え方に基づいて一般従業員に十分作業教育を徹底させる、これが事故防止の第一だろうと思えます。さらにまた、施設面につきましても、危険施設につきましても、きのう回りましたところは、みな火気厳禁ということ、その付近では火気を扱わないようにいたしておりますが、さらに施設面でもう少し考えなきいかなじやないかという点はあると存じます。したがって、現在きめております制限距離、保安距離というのは、当該事業所と第三者との関係でございますが、さらに工場の中におけるレイアウト、これについても技術的な検討を加えて必要な基準をつくりたいというふうに考えております。

○中村(重)委員 私は、昨日だけじやなくて、販売するところで毎日見えておるわけです。私自身のそういう経験の中から言えるのですが、消費工場であるとか、特に販売面では、いまあなたが言われるような保安思想というものは私はないと思う。私の住まいの一部に非常に大きい会社の販売所があるのです。いつもそれを私は見ている。昭和三十八年度の改正によつてどういふことをやるであらうか、私が質問をした議事録なんか見せて、ともかくあぶないから、もし爆発でもしたら僕のうちはすつ飛んでしまう、だからよほど注意してくれ、従業員に対しても注意してもらいたい、また消費者に対して、家庭に対して、ボンベをどこに置いていいの、ともかくわからぬんだから十分PRしてもらわなければ困るんだ、まるで私が責任者のようなことなんです、私も自分自身がかわいから、たいへんことになるから注意をする。ところがその責任者は、よくわかりましたと言っているが、全然そういう特に保安上注意をしなければならぬということ、注意しているという感じがしないのです。しかも、いつも従業員がかわります。かわつた従業員に対して特に保安知識、取り扱ひ上に対して十分注意をするように、商品知識を持たせるような指導等をやっておるか、こう見てみると、そういう感じもしない。いまあなたが言われるようなことじやない、私は思う。もう少し通産局であるとか、あるいは都道府県であるとか、そういう面に対する指導というものを徹底していくということ、なればならぬ、私は思います。先ほど保安教育の面に対しましては、あなたの心がまえというものは伺いましたから、あらためてここで答えはいたしませんけれども、ともかく私どもの質問に対しては、適当にお答えになりますけれども、現実はいまあなたのお答えになるようなことではないというところ、私は申し上げておきたいと思つております。ところが、いかにあなたにここで十分つとつ行政指導をおやりにならないければならぬ、この注文をいたしまして、機構上の問題とかあ

るいは定員の問題、予算の問題ということが私はネックになると思つております。こういう点に十分メスを入れて、あなた方がお答えになったことが現実に実行できるような体制を整えていくこと以外に私はないのと思つております。ところがどうでしょう。いまあなたのほうからいろいろ資料を出していただいております。これを讀みましても感じることで、高圧ガス関係のこれに直接専任として当たつていられる人だろーうと思つております。三十九年度は六人である、四十年度も同じく六人だということですね。それから通産局は、三十九年度に五人、四十年度は七人と、こうなつておられます。ところが、地方通産局は八カ所あるのでしょうか。そうですね。これに対して七人です。そうすると、私どもはこれを見て奇異に感ずる。高圧ガスを使つてない、そういう地域があるのだからかという感じがする。八カ所の通産局に対して、これの取り締まりなりあるいは指導なりをする必要を認めない通産局があるのだから、そういう地域があるのだからか、こういう感じがするのであります。これらの点に対して、あなたはどういうふうにお考えになっていらつしやいますか。

○伊藤政府委員 通産局の定員でございますが、ただいまの御指摘のように、来年度から二名増員になりました七名でございます。現実には定員のやりくりをいたしまして、高圧ガス担当の人間はおわけでございますが、予算上の定員として、いま申しましたように七人ということになっております。そのほか火薬の担当者も兼務でやっておる者もございまして、この人員というのは、毎年要求いたしました一ぺんにあえるというのがなかなかむずかしい。一方高圧ガスの取り締まりの対象というのは、ここ数年急激にふえておりますので、人員のほうもなかなか追いつきません。現実にはいろいろやりくりをしまして、担当者をつけてやっておるようなわけでございまして、

りはやつておるのでしよう。すべての行政面に対してそういうやりくりをやつておられるのでしよう。ところがごとし二名ふえた。一ぺんにそうふやせないのだ。それは事によりけりです。人命尊重を強調し、保安思想を普及していかねばならぬ、そういうことを一枚看板として、佐藤内閣はアピールしておるのでしよう。必要であるならば、これが五名であったものが十名にふえても、十五名にふえても、人の命は大切にすること、これは第一義にお考えにならなければならぬ。通産局が八カ所あるのに七人の定員にして、おいて、あとはやりくりしてやるのです。これで国会で御承諾ください、そういう無責任な態度では、私どもは納得できない。大蔵省、見えておりますか。——こういう点に対してはどうお考えになりますか。

○吉瀬説明員 高圧ガス関係の予算でございますが、全面的に四十年度は、三十九年度の予算を特に研究費などを中心にして相当ふやしたわけでございまして、前年度千九百万円でありましたものが三千九百万円、ほぼ倍増しておるわけでございまして、

いまのお話の人員関係でございますが、御承知のとおり定員の増加の抑制という大きな線があるわけであります。ただし人命関係のいろいろ行政に当たる定員、これについては定数増加を認めようという線もございまして、特に高圧ガスのほうの取り締まり関係の定員につきましては、定員を二名増加したわけでございまして、この定員が十分であるかどうかという判断は、いろいろ議論のあるところでございまして、私どももいたしましては、取り締まりの内容の充実ということに主眼を置きまして、特に検査、取り締まりなどは、前年度などよりも相当回数が多く行けるといふような積算もいたしております。なおまた先生のおっしゃつたことをよく検討をいたしまして、将来なお充実につとめていきたい、かように考えておる次第であります。

○中村(重)委員 定員に対して十分であるかどうかは議論の分かれるところだとおっしゃった。しかし現実に通産局が八カ所ある。これに対して七名しかない。そうすると一カ所は定員がいらないところがあるということになる。プロパンなんかの消費量というものは激増しておるのです。事故もしたがって激増しているのです。それに對して高圧ガス取り締まり関係の専任の係員もいないというふうな形で国会に同意を求められる、そういう予算を編成されるということは、どうしても私どもは承服できない。議論の分かれるところだ、そういうことであつてはならないのですよ。それでよろしいというふうなことを国会の中で一人でも言う方がおられますか。役所の中では議論は分かれるかもしれぬけれども、少なくとも党派を越えて、国会の中では議論は分かれる。いまの答弁では納得できない。通産省のほうから、こういう定員でよろしいということであつたのですか、その経過はどうなのですか。

○吉瀬説明員 予算の最終につきましては、通産省と合意の上で政府原案を作成したのであります。

○中村(重)委員 それは合意したのではなくて、あなたのほうで認められなかった、それで押しつけたということでしょう。どうですか、あなた自身はこれでよろしいと思つていらつしやいますか。また予算の面におきましても、昨年とほとんど変わりないでしょう。取り締まり費は、三十九年度は百四十四万九千円、四十年度は百四十四万四千円、取り締まり関係費はむしろ減額されてゐる。これはミスプリントではないでしょう。予算総額からいたしましたほとんど変わらない。こういう程度で承認をしろと言われても、これは無理なのです。この点、どうなのですか。

○吉瀬説明員 予算の計数上では、取り締まり費は前年より少し減つておりますが、ただし内容において変更がございまして、たとえば丙種化学などにつきましては都道府県に委任するとか、あるいは国家試験の一部を都道府県の方に移して

いくとか、そういうことがございまして、実質的にございましては昨年度よりも充実している、こういうことになってゐると考えております。

○中村(重)委員 これは総額が出ていないのですか、昨年と比較して増額は幾らになりますか。

○吉瀬説明員 内訳を申し上げます。まず高圧ガス取締法施行費の関係が昨年度より八万円増でございます。内訳を申し上げますと、本省関係は三十九年度は三百三十三万五千円、これが四十年度は二百七十九万八千円、総額において二十万五千円減つております。ただし、これはいま申し上げましたとおり取り締まりの一部が地方に委譲されたり、あるいは国家試験の關係の一部が地方に移つたり、そういう關係から本省関係経費の減があつたわけでございます。他面、地方の關係の取り締まり費でございますが、三十九年度は九十二万九千円、これが四十年度におきましては百二十一万四千円と二十八万五千円の増になっております。総額におきましては八万円の増ということでございますが、内容に一部移動があるわけでございます。それからそのほかに申し上げますと、高圧ガスの技術基準の作成の委託費、これは高圧ガス保安協会に委託して技術基準をつくつておりますが、これが二百七十万円ほど計上されております。さらに申し上げますと研究費でございますが、前年度千三百十万円であつたものを特に三千二百七十万円に大幅に増加しております。このような關係で高圧ガス關係の一般の経費がほぼ倍増してゐるといふわけでございます。

○中村(重)委員 たいまお答えになつた高圧ガス關係のそうした諸費の總支出ほどの程度になるのですか。

それから時間の節約のためにお尋ねしますが、國と地方とをひとつ明らかにしていただきたい。それから、三十八年度も議論になつたわけですが、収入の面ですけれども、検査手数料というところになるでしょう。これは國と地方それぞれどの程度になつておるのか。それから協会に対して、協会に協力させる、こ

ういうことだけで補助金をやらないのはどうも適當ではないんじゃないかという私どもの指摘に對して、大臣も政務次官もそれから局長も、御意見ごもつともであるから、そのとおりにいたしますというお答えであつた。協会に對しても、厳格な調査とかあるいは研究を熱心に行つてもらう、そしてこういう事故を防止するための積極的な協力をしてもらふということになつてまいりますと、やはりそれだけの助成というものが必要になつてくると思つたのです。そうしなければ、ともすると協会の利害というものにとらわれた運営がなされる可能性が、私は全然ないとはいへないと思つた。そういう点に對しても、昭和三十八年度の法の一部改正の際にそういうお答えがなされたわけでありまして、どのように実情に即するような扱いをしておられるのか。

○中村(重)委員 都道府県は三億二千万の収入に對して支出が約二億だ、こういうことですね。この支出二億は、詳しくはわからないと思つたけれども、大体でけっこうでありますか、どういふような支出内容になつていますか。

○伊藤政府委員 都道府県の支出の内訳は、検査のための旅費あるいは庁費、それからその担当者の人件費、そういうものでございまして。

○中村(重)委員 都道府県で高圧ガス關係の専門の係員というのはそれぞれどうなつておりますか。東京、大阪その他の都道府県、全部でなくともけっこうでありますか、プロック別でもよろしいです。

○伊藤政府委員 担当者の数は總数で百六十九名でございます。これは兼務の者もございまして、それを計算いたしますと百六十九・五人、約百七十名であります。それでプロック別の数字はございせんが、いま御指摘の東京は三十六名、これが一番多い人数でございます。神奈川県が七名、大阪府が六・五人、そういうふうな状況でございます。

○中村(重)委員 東京であるとか大阪であるとか神奈川県であるとか、そういうところは専任の担当者があると思つた。ところが私の聞くところによりまして、大阪は六・五人とおっしゃつたんだけれども、実際は三人程度だということ聞いてゐる。ほとんどの県には専任の担当者というのはいないんじゃないやしませんか。一般行政と兼ねてやつてゐるんですね。三億の収入がある。二億の支出ということになりまして、一億はもうけてゐるのです。ところが事故はほとんど発生してゐる。いまあなたの言われた、東京三十六人、大阪六・五人、神奈川県七人、この数字は、支出としてはその三億の収入という見合いにおいてそれが出てゐるかもしれないが、実際はおそらく一般の行政というものを担当しておるのではないかと私は思ふ。そうなつてくると、二億は支出してない。私は、そこで一億支出してゐるとか、あるいは五千万支出してゐるとかいうことを言へないのです。ですから、その点はわかりませぬ。わかりませんが、昭和三十八年度に答弁されたそのときの答弁の記録があるはずであります。板川委員もお尋ねをしてお答えがありましたし、私も質問をしてお答えがありました。たしかそ

ういふことだけで補助金をやらないのはどうも適當ではないんじゃないかという私どもの指摘に對して、大臣も政務次官もそれから局長も、御意見ごもつともであるから、そのとおりにいたしますというお答えであつた。協会に對しても、厳格な調査とかあるいは研究を熱心に行つてもらう、そしてこういう事故を防止するための積極的な協力をしてもらふということになつてまいりますと、やはりそれだけの助成というものが必要になつてくると思つたのです。そうしなければ、ともすると協会の利害というものにとらわれた運営がなされる可能性が、私は全然ないとはいへないと思つた。そういう点に對しても、昭和三十八年度の法の一部改正の際にそういうお答えがなされたわけでありまして、どのように実情に即するような扱いをしておられるのか。

○中村(重)委員 都道府県は三億二千万の収入に對して支出が約二億だ、こういうことですね。この支出二億は、詳しくはわからないと思つたけれども、大体でけっこうでありますか、どういふような支出内容になつていますか。

○伊藤政府委員 都道府県の支出の内訳は、検査のための旅費あるいは庁費、それからその担当者の人件費、そういうものでございまして。

○中村(重)委員 都道府県で高圧ガス關係の専門の係員というのはそれぞれどうなつておりますか。東京、大阪その他の都道府県、全部でなくともけっこうでありますか、プロック別でもよろしいです。

のときは二千何百万とかいうようなお答えがあった、それは全体ではなかったと思います。いずれにいたしましても、三億の収入に対して、支出が非常に少額であることは言えるわけです。これでは私はいけないと思うのです。こういう点を改善し、専任の担当者を置くようにこれを行政指導していく、そういうことは通産省がしなければならぬ点であろうと私は思う。通産局が少なくとも一名以上の担当者を置いて、そういう事故の防止をしていく、保安の完備を期していく、そういうためにも、先ほど私が指摘をいたしましたように、通産局が八つあるのに定員七名といったような、こういう消極的な取り組みではだめなんだというところは、ただいま申し上げたような点にあるわけなんです。こういう点に対して、あなたはそのようにお考えになりますか。またいままでのどのような行政指導をしてきたのです。

○伊藤政府委員 御指摘のように、保安関係の人員、予算の増強につきましては、従来も努力をしましてまいりましたのでございますが、今後ともさらにその努力を続けたいと思っております。本省、通産局につきましても、さらに予算、人員の増強につとめたいと考えておりますが、都道府県につきましても、昨年特に府県知事に要請をいたしまして、収入が相当あがっておるのだから、それに見合うように人員、経費の増強をはかってもらうようにいたしておりますので、それに応じて、府県によりまして若干増員、予算の増強が行なわれてまいっております。

なお大阪の例であります、私どものほうは各担当者の名前まで調べたわけでございます、六・五人と申しますのは、実は係長が、ガスと火薬と両方の係長と申します、火薬ガス係という一係になっておりますので、したがって係長を○・五という計算をいたしました。火薬類の専任が二人で、高圧ガスの専任は六名でございます、ちゃんと個々の人間の名前も調査いたしておりますので、この内容がうそということはないと思っております。

○中村(重)委員 どうもいまのような抽象的な答弁では満足できないのです。大阪の問題はいま申し上げた以上は私は指摘しません。あるいはいままあなたが答えになったとおりであるかもしれない。しかし、少なくとも一般行政と兼ねてやっているという府県がほとんどだと私は思うのです。そういう点に対しては、ひとつ通産局を督促をして十分把握する、そして積極的な取り組みをさせるように指導されなければならぬと私は思う。いままであなたのほうで立ち入り検査をやるとか、あるいはその他のいろいろ指導されて改善をされたという実績がありますか。その点どうなんでしょう。いわゆる施設の改善、そういうことをされた事例が実績としてあがっていますか。

○内丸説明員 法律上の権限といたしまして、立ち入り検査を必要に応じて励行するということはあるわけでございますが、そういった一般的な指導というところにつけ加えて、昨年来事故も二、三続きましたので、特にプロパン関係の販売施設を中心にして立ち入り検査を励行するようにということをお願いいたしました。たとえば東京都あたりでは、都内にございまして、たまたま五、六百カ所のところを昨年からずつと立ち入り検査を一齐にやっております、その結果相対的、三、四百ぐらいの数にわたる販売店については、ここにございまして、たとえば壁を強化しろとか、こういった場所に移せという具体的な指導をやった実績がございます。それからこの点は、各府県とも大体そういう販売店関係を中心にする立ち入り検査を一齐にやっておりますというふうな報告を受けております。

○中村(重)委員 自主検査なんかをやっております、なかなかその改善というものは行なわれないのです。立ち入り検査をするといつても、数少ない担当者ではこれはなかなかできる相談ではない。だから十分ひとつそういう点に対しては留意されなければならぬと私は思う。それからこの

保安施設なんかをいろいろやらせるという場合、金融、税制の面というのが特段の配慮がなされなければならぬと思っております。そこで大蔵省にお尋ねいたしますが、こういう保安施設に対しての金融面に特別の配慮あるいは税制面に対する配慮というものがなされておるのかどうか、その点どうなんでしょう。

○吉瀬政府委員 予算の担当でございます、金融、税の關係の担当が参っておりますので、金、はつきりしたお答えをいたしかねます。

○伊藤政府委員 先般の法律改正に際しましては、全銀協と金融機関に協力の要請をいたしました、その結果相当に効果があったというふうに承知をいたしております。

○中村(重)委員 私が申し上げるのは、全銀協なんかと話し合いをやってた金を貸してやるというところだけではだめだと思っております。少なくとも保安施設に対しては特別の貸し付け制度というのが考えられなければならぬというのです。税制面でもそうなんです。特別の税制措置がいろいろのところに考えられなければならぬんだというのです。ところが現実には行なわれていないのです。保安施設に対してはなかなか金を貸そうとしない、だからそういう点に対しては特別の措置が講じられるように、これは制度としてされなければならぬと私は思う。ところがいま、全銀協と話し合いをやって効果があったように思います、そういうことでは私はだめだと思っております。大臣はいまおおいでになったばかりですからおわかりじゃないと思いますが、ひとつ大臣の考え方を私は聞きたいのでありますが、いま私が指摘をしておるのは、高圧ガスの消費が非常にふえてきた、それで事故が非常に発生しておる。ところが保安面に対してはきわめて不備であるということなんです。保安施設に対しては金融の道というものがなかなか円滑でない、税制面においてもそのとおりだ、だからこういう点に対しては特段の制度的配慮がなされなければならぬんだということを私は指摘している。それに対して局長の答弁は、全銀

協と話し合いをやって非常になめらかになったというふうな意味のお答えであったわけですね。貸してほしい、保安施設に対しても金を貸すようにしてほしい、協力しようという程度であったのだらうと私は思う。そういうようなことでは私はだめだと言っているのです。それらの点に対して大臣の考え方をひとつ聞かしていただきたい。

○櫻内内務大臣 ただいまお尋ねの御趣旨は、私としても十分考えなければならぬと思っております。確かに保安施設につきましては、考えようによると採算的にどうかというふうなことでちゅうちょする向きがあるかと思いますが、そういうことでは今後の近代経営者としては私は資格がないと思っております。一たび事故が起れば非常に大きな影響を受けるのでありますから、根本的に考え方を變えていかなければならぬと思っております。しこうして政府の施策でございますが、現在、近代化資金、高度化資金、こういうものを政府は出しまして、今度御審議を願っております。当面では近代化資金では五十億、また高度化資金では、概算でございますが六十七億、これがそれぞれ貸し付け規模になりますと百七十七億あるいは百四、五十億になる、こう思うのでございまして、この資金の中で、保安関係につきましては特別に貸し付け条件を緩和してお貸しをするというふうなことで保安施設を十分やっております、こういうこととでございます。また局長からもお答えしたように、今後の融資の上におきまして民間金融機関もぜひ協力をしてもらいたい、かようなことでまいっておりますが、御指摘のようにまだまだ欠けるところがあるかと思っております、今後におきましてさらにこれらの施策を拡充していきたいと思っております。

○中村(重)委員 それから先ほどお尋ねしたのですが、検査手数料が都道府県で徴収しているのが三億、ところが取り締まり関係あるいはその他のいろいろ検査等に対する支出が二億だということですね。それらに当たる人員費が中心であろうと私は思うのであります。ところが専任の担当者というもの

がはたしてどの程度あるのか。一般行政と兼務してやっていると、この程度ではなからうかと私は考えておるわけです。私の知る範囲でもそういうことなんです。だから、三億の収入がある、支出は二億——報告だけそのままとりましても二億にすぎない。そうすると一億は収入にたっている。高圧ガスの消費量は激増の一途をたどっている。事故も激増している。ところがいまの収入支出の関係は、大臣が私に申し上げたこととおわりであらうと思いますが、そういう状況でありまして、こういうことではだめなんだから、もっと積極的な行政指導をやって、そして保安の万全を期していかねばならない、こういうことを指摘したわけです。それからこの定員の問題も、地方通産局が八カ所ある。それに対して四十年度に二名ふやして七人にするという。通産局は八カ所あるんだから、専任の担当者というものがない通産局が一所あることになるのです。ところがこれはやりくりをやっておるのですと、こういう局長の苦しい御答弁であった。そのやりくりをやっておるといふことで私どもは納得できない。だから少なくとも各通産局に対して一名以上の定員を確保する、そして保安面に遺憾なきを期していくようにしなければならぬということをお願いしていただきます。以上の点に対して、ひとつこの際大臣の考え方を聞かしていただきたいと思います。

○櫻内国務大臣 検査手数料の収入が三億で支出のほうが二億である、この点は、まことに恐縮でございますが、初めて承りました。その支出の内容容について私つまびらかにしておらないのでございませう。この点は早速に調査をいたしまして、せつかくの収入があるのに、十分支出のほうに使われておらないということではなはだ遺憾だと思いますが、これはよく調査の上で答えをさせていただきます。これはよく調査の上で答えをさせていただきます。

なお、地方通産局が八カ所あるのに七人の定員じゃないか、これはそういうふうな御指摘を受けますればまことに恐縮な次第でございます。ただいまお話しのように本年度の予算折衝では増員

をしてもらったのでありますが、まことに八カ所に対して七人ということには理屈に合わない、不合理な点があるということはおわかりいただけます。今後の予算の折衝の上におきまして、これらの点の改善に努力をしてみたいと思います。

○中村(重)委員 局長にお尋ねしますが、この協会の収支関係というものはわかっていたわけですが、以上ずっとお尋ねをしてみました、この協会に依存する面というのが非常に大きいと思うので、これは三十八年度の法律改正の際にも指摘をしたことだったので、ところが、この協会のほうで支出が一億一千九百万円、収入が千三百万円です。これを見ても明らかのように、協会は相当な出血をして協力をしておることになるわけですね。これは業界ですから、当然であるといえは当然であるかもしれませんが、しかし、これだけの支出をやっている、しかし収入はこの程度である。ところが、私はどうもふに落ちないのは、支出が一億一千九百万円、収入が千三百万円ということになってくると、結局協会の一般経常費から支出をしておるといふことになると思うのです。ここには相当な無理があるのではないかと考えられるし、その業務内容において通産省が期待をしておるような成果を上げることがはたしてできるであろうか。また、あなたのほうではこの協会に対して十分注文をつけて調査研究——まあ業務内容としては検査というものはできないのであろうと思

うのでありますが、そういうふうなところまで積極的に協力させるようなことがはたしてできるのかどうか。こういう点に対してあなたのほうではどのように期待をしておられるか。また、実績としてどういふ成果が上がっているのか、そういう点に対してお答えを願いたいと思う。

○伊藤政府委員 協会の収支につきまして先ほど御報告したとおりでございますが、収入の一つに委託費があつて、国からの分が二百七十万円でございます。協会にいろいろ技術上の基準等を作成してもらつてございまして、こういう委託費をさらに増額しまして、協会が十分な活動の

うにいたす必要があると考えております。協会は一昨年発足いたしました、実際の活動に入りまされたのは昨年の初めまでございまして、設立当初におきましては十分な活動はしておらなかつた状況でございます。その後、協会の機構が整備をするにつれて、技術基準の作成とか、あるいは容器、冷凍機の検査とか、そういう事業を進めてまいっております。私どもとしては、さらに期待をしておりますのは自主保安の強化という点で、先ほど申しましたように企業の経営者あるいは幹部従業員の保安意識の高揚について、協会としても民間からそういう空気を盛り上げられるように、あるいは十分わからない業界の人に、そういう気持ちを持たせるように協力をしてもらいたいと思つております。さらに規模の非常に小さい消費者等につきましましては、協会のほうからそういう技術上の知識をいろいろ与えまして、レベルアップをしてもらいたいということを考えております。したがって、先ほど御指摘のように、会員の拠出金で相当部分をまかなつております団体としましては、われわれが期待するようないふ点について、予算的、財政的になかなか困難な点があると思つております。私どもとしては、先ほど言いました委託費をできるだけ増額して、協会が委託された内容の事業を行ない得るよう

に持っていくと、大きい業者といふものが、どうしても自己擁護という形になりがちなんです。私、昭和三十八年度の法の一部改正の際にも申し上げたんで、小さい業者、零細業者といふものを締め出すための法律改正であるというわけですから、設備面であるとか、その他いろいろ制度的に非常にきびしくなつた。そうなるにつれて、これは販売店のことなんですけれども、小さい販売所では、いろいろ設備がむずかしくなつたものだから、そこでやれなくなるのですよ。そうなるにつれて、まあ一年半の猶予期間があつたわけなんです。その間に適當なところを物色をして、そうして設備をすれば、営業というものは、それは移転してできるかもしれない。ところが、なかなかそううまくいかない。また、どうしてもその販売面が一つの地域に限つておることになってまいりますと、そこでこゝでもというわけにはいかなくなるんで、結局期間がきた、それでやめなければならぬという形にもなつてくる。協会が少なくとも調査をやり研究をやる、そうしてあなた方のほうで期待しているような協力をしてもらつて、そういう形になってまいりますと、こういう面もひとつ十分指導をして、そうして淘汰していくということよりも、何と云うのか、合併をするという点もありまして、いろいろそういうすべての人たちが生活をしていけるような体制というものが、私はつくらなければならぬと思つてますよ。ところがどうしても支出が、いまあなたのお答へのとおり、非常に膨大な支出になってくる、収入がこれに伴つてこないという形になってまいりますと、一般の経常費から支出するということになってくると、大きい業者といふものが、どうしても自己擁護という形になって、そして小さい販売店なんといふものは締め出されてくるということになりがちなんです。そういう弊害を除去するといふようなやり方をすると、このことになってまいりますれば、どうしても国がこれを助成していくということが必要になってくるので、先ほどいふゆる保安面でほんとうにあなたのほうで期待しているような成果をあげさせるといふことではやはり十分の配慮をしていく、こういうことではなければならぬと思つてます。この点に対して特段の注意を喚起しておきたいと思つてます。

それから、この法律案の改正に基づきまして省令が出るわけですね。省令の改正というものが行なわれるわけですね。この省令の改正というものはほとんど譲られて、技術基準というふうなものも省令でこれを定めることになるわけなんです。

○中村(重)委員 いろいろのことでは、業界が、自己擁護という形になりがちなんです。私、昭和三十八年度の法の一部改正の際にも申し上げたんで、小さい業者、零細業者といふものを締め出すための法律改正であるというわけですから、設備面であるとか、その他いろいろ制度的に非常にきびしくなつた。そうなるにつれて、これは販売店のことなんですけれども、小さい販売所では、いろいろ設備がむずかしくなつたものだから、そこでやれなくなるのですよ。そうなるにつれて、まあ一年半の猶予期間があつたわけなんです。その間に適當なところを物色をして、そうして設備をすれば、営業というものは、それは移転してできるかもしれない。ところが、なかなかそううまくいかない。また、どうしてもその販売面が一つの地域に限つておることになってまいりますと、そこでこゝでもというわけにはいかなくなるんで、結局期間がきた、それでやめなければならぬという形にもなつてくる。協会が少なくとも調査をやり研究をやる、そうしてあなた方のほうで期待しているような協力をしてもらつて、そういう形になってまいりますと、こういう面もひとつ十分指導をして、そうして淘汰していくということよりも、何と云うのか、合併をするという点もありまして、いろいろそういうすべての人たちが生活をしていけるような体制というものが、私はつくらなければならぬと思つてますよ。ところがどうしても支出が、いまあなたのお答へのとおり、非常に膨大な支出になってくる、収入がこれに伴つてこないという形になってまいりますと、一般の経常費から支出するということになってくると、大きい業者といふものが、どうしても自己擁護という形になって、そして小さい販売店なんといふものは締め出されてくるということになりがちなんです。そういう弊害を除去するといふようなやり方をすると、このことになってまいりますれば、どうしても国がこれを助成していくということが必要になってくるので、先ほどいふゆる保安面でほんとうにあなたのほうで期待しているような成果をあげさせるといふことではやはり十分の配慮をしていく、こういうことではなければならぬと思つてます。この点に対して特段の注意を喚起しておきたいと思つてます。

ね。ですから、これが一番大切だと思うのですよ。できるだけこれを急がなければならぬと思うのですが、いつごろにこの省令の改正というものはなるのか、その点をひとつ明らかにしていただきたいと思ひます。

○伊藤政府委員 省令できめます特定高圧ガスの消費者の守るべき技術基準につきましては、すでに高圧ガス保安協会に諮問をいたしてあります。保安協会のほうで技術的に検討しまして、その答申がまいりますれば直ちに省令を制定いたしたいと考えております。時期的にいつということはいまのところはつきり申し上げられませんが、法律の施行は、公布後六カ月以内で政令で定める期日ということになっておりますので、おそくも秋ごろまでにはきめなければならぬと思ひますが、そういうゆるちょうなことは考えておりません。もっと早い時期に省令をつくりたいと考えております。

○中村重三委員 早くやるということですから、まあそれでけっこうです。六カ月というようなことでは全く長過ぎると思ひますね。何と云つても省令の内容というものが一番大切だと思ひます。生産技術というものは非常に進んできたけれども、保安技術というものがおくられていくところに、すべての災害というものが激増をしていく最大の原因が私にあると思う。ですから、そういう点に対しては十分配慮されて、一日も早く省令改正をされるように強く要請しておきたいと思ひます。

○早稲田委員長代理 質疑を続けます。加賀田進君。
○加賀田委員 いま、いろいろ質問の過程を通じて、通産省としての今後のかまへについて明らかにしてもらいたい点が一点あるわけですね。大臣も御存じだと思ひますが、高圧ガス取締法の中で、大臣の諮問機関として、いわゆる高圧ガス保安審議会というものが御存じだと思ひます。これは大臣の諮問機関と同時に、たゞの諮問機関ではなくして、みずから保安に対して、

法改正であるとかあるいは省令の改正、強化等について必要がある場合には審議会がこれを建議するという権能を持つておる重要な審議会だと私は思ふのです。したがって、これからいろいろ質問の過程を通じてもありませんかと、高圧ガスに對しての保安対策はなお強化せなくてはならない権能や活動というものを期待をしていかなければならないにもかかわらず、今日の審議会はあつてなきがごとき状態じやなからうかと思ふのです。その一つの例として、本年度の予算の中で、審議会の費用がわすか年間九万八千円ということになっておるのですよ。二十数名の審議会委員を大臣が任命して、この重要な高圧ガスに対する保安対策を審議してもらおう、あるいは都合によつては建議してもらおうというような審議会が年間九万八千円とは、十分な活動どころか、ほとんど活動がでないのじやないかと思ふのです。局長の話では、協会が技術的な指導管理等について相当力を持つてきたので、従来審議会に期待しておつた技術指導等については協会がこれをやると言つておるのだが、もちろん審議会はなくして、それらの期待を協会に移譲していくという体制が通産省として考えられるならば、これは協会に對しても補助金等を出して、もっと内部強化をやつて、その権能を移譲するという体制をつくらなくてはならぬにもかかわらず、それもなされてない。審議会の予算は、昨年は八万七千円、本年は九万八千円ということ、率からいけば大幅増額かもしれませんが、いままの権能を發揮するに十分な権能を發揮することはできないと思ふのです。来年度はうんと予算増額をして、ひとつ審議会の権能を發揮するために期待される体制をつくりたい、こういうお話をした。大臣に通産省としての——ことしこれから補正予算等についてはいろいろ問題があるでしようから、ことしは別として、とにかく審議会の強化するためにもっと予算をふやして、審議会のほんとうの性格を發揮する方向に通産省とし

ては指導されるのか、それとも、このように自然消滅のような形で将来協会の性格を移譲されようとしているのか、この点をひとつ明らかにしてもらいたいと思ふのです。

○櫻内國務大臣 高圧ガス保安審議会についてたゞいま御指摘がございました。予算もまことに少ない、現実に活動をしておられないじやないか、こういう御批判を受けた次第でございますが、最近における高圧ガスの保安の実情からいたしますれば、私としては当然この審議会をもつと活用すべきであると思ひます。これは御指摘のとおりだと思ふのでございますが、遺憾ながら従来この審議会がどういふ実態であつたかということになりますと、これは率直に申し上げておさざるを得ないと思ふのであります。國家試験の審議というところが中心であつたわけでございますが、本来の保安審議会の活動がさうな点からいたしますと、されておらなかつた、こういうことでございますが、最近の情勢からいたしまして、今後十分この審議会を活用せしめるように、予算面におきましても行政面におきましても、特段の考慮を払つていく考えでございます。

○加賀田委員 そういふことで、審議会にいま申し上げたような建議をするまでの権能を与えていながら、二十名前後だと思ふのですが、一人年間五千円程度で、月三百円か四百円くらいの費用で、とてもそれは活動できないと思ふので、ひとつ考慮願ひたいと思ひます。

損害もあつた、死傷者も数名出すという状態が起つたのですが、調査の結果を見ますと、これは二案あつて、こうじやないかということで、結論が出ていないのです。しかし爆発したことは事実なんです。爆発はやはり高圧に近い圧力がタングの内面に加つて爆発したと、これは事実だと思ふのです。同じ気圧であれば爆発もしないだらうと思ふのです。したがって、ふだん低圧であつても、化学反応によつて高圧に変化する、そして爆発のおそれのあるものも、将来、高圧という規定じやなくして、高圧等でもいいと思ふのですが、そういうことで全般的に化学産業につきましてそういうおそれのあるものについて、やはり取り締まりあるいは施設等の規定を省令等で明確にして、監督する必要があると思ふのですが、そういうことについて通産省として新たに検討する用意があるかどうか、この二点だけを聞いて質問を終わりたいと思ひます。

○櫻内國務大臣 たゞいまお話がありましたように、昭和電工爆発事件の原因というものが、はっきりこうであつたという結論に至つておらないのを残念に思ふのであります。しかし、推定されることでは、お話しのように、いま御審議を願つておるこの高圧ガスの一部改正法に、気圧の關係から見ますと、どうもこれに触れないというふうにとれるわけでありまして、私としては、昭和電工のようにあつた高度の技術のもとに設置せられておるような化学工場については、やはりこれは特殊の法案が要るのではないかと、こういうふうに考へまして、せつかくその種の立法法について鏡意作業中でございますが、まだ結論を得るに至つておらないのであります。と、これはほんこれを放置するわけにはいかならないので、これはほんとうの私の思ひつきの範囲でございます。実際そういうことが行ない得るかどうかは疑問でございますが、高圧ガス取締法の中で、この気圧の關係については別に「政令で定めるもの」というやうなことでございまして、何か特殊の事情によつて高圧になるというやうなものをこの政令の中で

考えられるかどうかというような点を検討してみたい、こういう気持ちでございしますが、しかしそれよりも、最近のこういう進歩した工場の実情に即応する立法をするほうが妥当だ、かように考えております。

○加賀田委員 終わります。

○早稲田委員長代理 去る三月二日付託になりました内閣提出の小規模企業共済法案及び三月三日付託になりました内閣提出の総合エネルギー調査会設置法案を議題とし、通商産業大臣より趣旨の説明を聴取することにいたします。櫻内通商産業大臣。

小規模企業共済法案
総合エネルギー調査会設置法案
〔本号末尾に掲載〕

○櫻内内閣大臣 小規模企業共済法案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

国民経済の高度成長の過程におきまして、中小企業は重要な役割りを果たしてまいりましたが、それとともに中小企業自体もまた全体として相応の発展を示し、中小企業従事者の福祉の向上にも着実な進展のあとが見受けられます。

しかし、開放経済体制への移行、労働需給の逼迫、技術革新の進展等に伴う市場構造の変貌など経済的諸条件の変化を通じて、中小企業が従来からよって立っていた社会的経済的存立基盤は、その根底からゆるがされつつあることも事実であります。このため、中小企業を取り巻く経済環境は、最近に至ってますますそのきびしさを加えつつありますが、特に中小企業の中でも大きな比重を占める小規模零細企業につきましては、急激に変化する経済環境への適応に立ちおくれ、経営困難の度を強める企業が増大してきており、かかる情勢にかんがみまして、政府といたしましては、

昭和四十年度の中小企業対策を実施するにあたり、小規模企業対策に最重点を置くこととし、設備近代化資金貸し付け制度の拡充、商工会、商工会議所を通ずる経営改善普及事業の充実、無担保、無保証人による融資の保証にかかる特別小口保険制度の創設、零細下請企業に取引のあっせんを行なう下請企業振興協会の設立助成等小規模企業対策の大幅な拡充をはかり、小規模企業の健全な発展と振興を強力に助成してまいらるる所存であります。

ここに提出いたしました小規模企業共済法案は、これら小規模企業振興対策の一環として、政府が昭和四十年から新たに実施してまいりたいと考えております小規模企業共済制度につき定められたものでありまして、その本旨は、小規模企業者が相互扶助の精神に基づいて退廃後における生活の安定あるいは事業の再建、転業に備えてその拠出による共済事業を行なうことに對し、国からも所要の助成措置を講じつつ、これを安全確実な制度として確立することを目的としたものであります。

御承知のとおり、小規模企業は、その所得の水準から見ても一般の雇用者と実質的にほとんど差がないにもかかわらず、各種社会保険制度、労働保険制度の適用については、制度上十分な恩恵を受けられない実情にあります。したがって小規模企業者が不幸にして廃業または退職のやむなきに至った場合において、本制度により共済されるようになることは、小規模企業者の福祉の増進に寄与するとともに、その資金を再建、転業資金等に充当することが可能となり、本共済制度より生ずる余裕金の適切な運用ともあわせ、小規模企業の振興に多大の貢献をなし得るものと確信する次第であります。

次に、法案の内容につきましてその概要を御説明申し上げます。
第一に、事業団と共済契約を締結できる小規模企業者は常時使用する従業員の数が鉱工業等においては二十人、商業またはサービス業において五

人以下の個人事業主及び会社の役員といたしておられます。なお、共済契約の締結につきましては任意といたしてあります。

第二に、掛け金につきましては、小規模企業者の負担とし、その月額は一〇五百円、小規模企業者一人につき十口を限度といたしてあります。

第三に、共済金は、事業の廃止または会社の解散があったとき、会社の役員が退職したとき、三十年の満期に達したときまたは六十五歳以上で二十年間掛け金を納付したときのいずれかの事由が生じたときに支給することとし、共済金の額は、掛け金納付月数に応じ、かつ、事業の廃止による場合には、特に有利な給付条件になるように定めらるることといたしてあります。

第四に、この制度の実施主体につきましては、本共済制度の性格にかんがみ制度の永続性、積み立て金の管理の安全性と効率的な運用並びに小規模企業者に対する確実な給付を保障するため、全額政府出資による小規模企業共済事業団を設置することとし、その業務として小規模企業共済制度を一元的に運営するほか、積み立て金の安全かつ効率的な運用を害しない範囲内で積み立て金の一部を小規模企業者に還元融資をできることといたしてあります。

なお、小規模企業者の意見をも反映させた民主的かつ適正な運営が行なわれるよう、小規模企業共済事業団に小規模企業に關し学識経験のある者からなる評議員会を設置することといたしてあります。

このほか掛け金につきましては、別途必要な税法上の減免措置を講ずることといたしてあります。

以上が、この法案の提案理由及び要旨でございますが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。
次に、総合エネルギー調査会設置法案についてその提案理由及び要旨を御説明申し上げます。
エネルギーは国民生活及び産業活動に不可欠の重要基礎物資であり、したがって国民経済の順調

な発展をはかり、産業構造の高度化を期するためには、エネルギーの安定的かつ合理的な供給を確保することがぜひとも必要であります。

ひるがえって広く海外におけるエネルギー事情を概観いたしますと、固体エネルギーから液体エネルギーへの移行といういわゆるエネルギー革命の進行、新エネルギー源としての原子力の出現等エネルギーに関する諸情勢は激変の様相を呈しており、欧米諸国はこれに際して、特に基礎物資としてのエネルギー供給の確保をはかることの重要性を認識し、このための諸施策を強力に推進している実情であります。

他方わが国のエネルギー事情を見ますと、わが国経済全般の急速な発展に伴い、また、技術革新の進展、開放経済体制への移行に際する産業構造の変化等の諸情勢を背景として、エネルギー源の液体化、輸入エネルギー比率の急上昇、新しいエネルギーとしての原子力による発電の実用化等、これまた現在大きな変動を示しつつあります。

これに伴いわが国のエネルギー政策に關しましても、石炭についてはその体質改善と長期的ビジョンの確立、石油については低廉かつ安定的な供給の確保をはかるための国内体制の整備と海外油田の開発、電力については広域運営の強化と原子力発電の開発推進等多くの解決を要する問題が山積している状況であります。しかもこれらの諸問題は個々の種別エネルギーに限定された問題として検討を進めるのみでは不十分であって、広く国際的かつ長期的視野のもとに、エネルギー全般を総合する観点から施策の検討が行なわれ、国民経済的利益に最も適合した望ましい供給体制が確立されるよう配慮する必要があると考える次第であります。

かかる観点から政府といたしましては、従来、エネルギー懇談会、産業構造調査会総合エネルギー部会等の審議を通じて総合エネルギー政策の検討を行なってきたとおり、現在は、産業構造審議会に設けられた総合エネルギー部会において検討が進められつつあります。しかしながら、総合エ

ネルギー政策樹立推進の重要性と緊急性にかんがみ、一そう強力にかつ抜本的に総合エネルギー政策の検討を行なう必要性を痛感しているものであります。

この意味において、さきの第四十六国会の衆参両院の本会議において総合エネルギー政策に関する決議が行なわれ、総合エネルギー調査会の設置が要請されましたことは、まことに時宜を得たものと考えらる次第であります。

政府といたしましては、この決議の趣旨をも体しまして、総合的かつ長期的観点から、各種エネルギーの将来の位置づけを行なうとともに、エネルギー政策の基本的方向の抜本的検討を行なうために、通商産業省に調査審議のための機関として総合エネルギー調査会を設置することとしたいと考え、この総合エネルギー調査会設置法案を提出する次第であります。

次に法案の概要を説明いたします。

第一に、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省に付属機関として総合エネルギー調査会を置くことがあります。

第二に、その組織につきましては、本調査会は学識経験者のうちから任命された委員二十人以内で組織することとしておりますが、この他にも必要があるときは臨時委員及び専門委員を置くことができることになっております。また審議の効率化をはかる見地から必要に応じ部会を置くことができることになっております。

なお本調査会の設置に伴い、行政機構簡素化の見地から通商審議会を廃止することとしております。

以上が本法案の要旨でございますが、政府といたしましては、この総合エネルギー調査会の設置によりまして、強力に総合エネルギー政策の樹立推進をはかる所存でございますので、何とぞ慎重御審議の上、御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○早稻田委員長代理 以上で説明は終わりました。両案についての質疑は後日に譲ることといたします。

次会は公報をもってお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十分散会

小規模企業共済法案

小規模企業共済法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 共済契約(第三条―第二十二條)
- 第三章 小規模企業共済事業団
 - 第一節 総則(第二十三條―第二十九條)
 - 第二節 役員等(第三十條―第四十一條)
 - 第三節 業務(第四十二條―第四十四條)
 - 第四節 財務及び会計(第四十五條―第五十條)
- 第四章 雑則(第五十五條―第五十六條)
- 第五章 罰則(第五十七條―第五十九條)
- 第六節 監督(第五十三條・第五十四條)
- 第六節 補則(第五十五條・第五十六條)
- 第七章 罰則(第六十條―第六十二條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、小規模企業者の相互扶助の精神に基づき、小規模企業者の事業の廃止等につき、その拠出する共済制度を確立し、もつて小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「小規模企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

- 一 常時使用する従業員の数が二十人以下の個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの
- 二 常時使用する従業員の数が五人以下の個人

であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 常時使用する従業員の数が二十人以下の会社であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げるものを除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの役員

四 常時使用する従業員の数が五人以下の会社であつて、商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの役員

この法律において「共済契約」とは、小規模企業者が小規模企業共済事業団(以下「事業団」という)に掛金を納付することを約し、事業団がその者の事業の廃止等につき、この法律の定めるところにより共済金を支給することを約する契約をいう。

この法律において「共済契約者」とは、共済契約の当事者である個人たる事業者及び会社の役員をいう。

第二章 共済契約

(契約の締結)

第三条 小規模企業者でなければ、共済契約を締結することができない。

個人たる事業者であつて会社の役員を兼ねる小規模企業者は、次の各号の一に掲げる地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

- 一 個人たる小規模企業者としての地位
- 二 会社の役員たる小規模企業者としての地位
- (一)以上の会社の役員を兼ねる小規模企業者にあつては、そのいずれか一の会社の役員たる小規模企業者としての地位)

二以上の会社の役員を兼ねる小規模企業者(前項に規定する者を除く。)は、そのいずれか一の会社の役員たる小規模企業者としての地位においてでなければ、共済契約を締結することができない。

現に共済契約者である小規模企業者は、新たな共済契約を締結することができない。

事業団は、次の各号に掲げる場合を除いて

は、共済契約の締結を拒絶してはならない。

一 共済契約の申込み者が第七條第二項の規定により共済契約を解除され、その解除の日から一年を経過しない者であるとき。

二 共済契約の申込み者が偽りその他不正の行為によつて共済金又は解約手当金(以下「共済金等」という。)の支給を受け、又は受けようとした日から一年を経過しない者であるとき。

第四条 共済契約は、掛金月額を定めて締結するものとする。

掛金月額は、その一口の金額を五百円とし、共済契約者一人につき十口をこえてはならない。

(契約の申込み)

第五条 共済契約の申込みは、掛金月額及び共済契約者が会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結する共済契約にあつてはその会社の名称を明らかにし、掛金月額に相当する額の申込みを添えてしなければならない。

申込みは、共済契約が効力を生じた日の属する月の掛金に充当する。

事業団は、共済契約の締結を拒絶したときは、遅滞なく、申込みを返還しなければならない。

(契約の成立)

第六条 共済契約は、事業団がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(契約の解除)

第七条 事業団は、次項に規定する場合を除いては、共済契約を解除することができない。

事業団は、次の各号に掲げる場合には、共済契約を解除しなければならない。

- 一 共済契約者が通商産業省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき。
- 二 共済契約者が偽りその他不正の行為によつて共済金等の支給を受け、又は受けようとしたとき。

3 共済契約者は、いつでも共済契約を解除することができる。

4 共済契約の解除は、将来に向かつてのみその効力を生ずる。

(掛金月額の変更)

第八条 事業団は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。

2 事業団は、共済契約者からの掛金月額の減少の申込みについては、通商産業省令で定める場合を除き、これを承諾してはならない。

3 前二項の申込みは、増加後又は減少後の掛金月額を明らかにしていなければならない。

4 第六条の規定は、掛金月額の増加又は減少について準用する。

(共済金)

第九条 事業団は、共済契約者に次の各号の一に掲げる事由が生じたときは、その者(第一号又は第二号に掲げる事由が死亡によるものであるときは、その遺族)に共済金を支給する。ただし、第一号又は第二号に掲げる事由が生じた場合において、共済契約者の掛金納付月額が十二月未満のときは、この限りでない。

一 事業の廃止(会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつたとき、その会社の解散)があつたとき。

二 会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつたときは、前号に掲げる事由が生じないでその会社の役員でなくなつたとき。

三 六十五歳以上で、その共済契約者の掛金納付月数が二百四十日以上である共済契約者にあつたときは、前二号に掲げる事由が生じないで共済金の支給の請求があつたとき。

四 前三号に掲げる事由が生じないで共済契約者の掛金納付月数が三百六十月に達したとき。

2 共済金の額は、共済契約者の納付に係る各月

分の掛金を五百円及びその五百円を順次こえる五百円ごとに区分した場合における各区分(以下「掛金区分」という。)に於ける区分共済金額(その区分に係る掛金納付月数が十二月未満の掛金区分に於けるものを除く。)の合計額とする。

3 前項の区分共済金額は、別表の上欄に掲げる掛金区分に係る掛金納付月数に於て、第一項第一号又は第四号に掲げる事由に係るものにあつては同表の中欄に、同項第二号又は第三号に掲げる事由に係るものにあつては同表の下欄に掲げる金額とする。

(遺族の範囲及び順位)

第十条 前条第一項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(届出をしていないが、共済契約者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつたものを含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前号に掲げる者のほか、共済契約者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた親族

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第二号に該当しないもの

2 共済金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第二号及び第四号に掲げる者のうちにあつては当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については養父母、実父母の順とし、祖父母については養父母の養父母、養父母の実父母、実父母の養父母、実父母の実父母の順とする。

3 前項の規定により共済金の支給を受けるべき遺族に同順位者が二人以上あるときは、共済金は、その人数によつて等分して支給する。

(欠格)

第十一条 故意の犯罪行為により共済契約者を死

亡させた者は、前条の規定にかかわらず、共済金の支給を受けることができない。共済契約者の死亡前に、その者の死亡によつて共済金の支給を受けるべき者を故意の犯罪行為により死亡させた者についても、同様とする。

(解約手当金)

第十二条 共済契約が解除されたときは、事業団は、共済契約者に解約手当金を支給する。

2 第七条第二項第二号の規定により共済契約が解除されたときは、前項の規定にかかわらず、解約手当金は支給しない。ただし、通商産業省令で定める特別の事情があつた場合は、この限りでない。

3 第九条第一項ただし書の規定は、解約手当金について準用する。

4 解約手当金の額は、掛金区分(その区分に係る掛金納付月数が十二月未満のものを除く。)ごとに、その区分に係る納付に係る掛金の合計額に、百分の八十を下らず、かつ、百分の百をこえない範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額の合計額とする。

(掛金納付月数の通算)

第十三条 共済契約者に第九条第一項第一号又は第二号に掲げる事由が生じた後一年以内に、その者が共済金の支給の請求をしないで再び共済契約者となり、かつ、その者の申出があつたときは、前後の共済契約について、同一の掛金区分ごとに、その区分に係る掛金納付月数を通算する。

(支払の差止め)

第十四条 事業団は、共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、その共済契約者の納付に係る掛金(割増金を含む。以下この条において同じ。)でまだ納付されていないものがあるときは、その納付されていない掛金の納付があるまでは、共済金等の支払を差し止めることができる。

第十五条 共済金等の支給を受ける権利は、譲り渡すことができる。

渡し、担保に供し、又は差し押えることができな。ただし、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(共済金等の返還)

第十六条 偽りその他不正の行為により共済金等の支給を受けた者がある場合は、事業団はその者から当該共済金等を返還させることができる。

2 事業団が共済契約者又はその遺族に共済金等を支給すべき場合において、前項の規定により事業団に返還すべき金額があるときは、事業団は、その共済金等とその者が返還すべき金額とを相殺することができる。

(掛金の納付)

第十七条 共済契約者は、共済契約が効力を生じた日の属する月から共済契約者第九条第一項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約が解除された日の属する日までの各月につき、その月の末日(同項各号に掲げる事由が生じた日又は共済契約の解除の日)に於ける月における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日までに納付しなければならない。

2 毎月分の掛金は、分割して納付することができる。

(前納の場合の減額)

第十八条 事業団は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、通商産業省令で定めるところにより、その額を減額することができる。

(割増金)

第十九条 事業団は、掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付しなかつたときは、その者に対し、割増金を納付させることができる。

2 割増金の額は、掛金の額百円につき一日六銭の割合で納付期限の翌日から納付の日の前日までの日数によつて計算した額をこえてはならない。

(納付期限の延長)

第二十条 事業団は、災害その他やむを得ない事由により掛金を納付すべき者が掛金をその納付期限までに納付することができないと認めるときは、その納付期限を延長することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

(役員)の資格条項
第三十四条 次の各号の一に該当する者は、役員となることのできない。
一 国務大臣、国会議員、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長
二 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)

4 評議員会は、評議員十人以上以内で組織する。
5 評議員は、小規模企業に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。
6 評議員の任期は、二年とする。
7 評議員は、再任されることができ、

(時効)
第二十一条 共済金等の支給を受ける権利は五年間、掛金の納付を受ける権利及び掛金又は申込金の返還を受ける権利は二年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

2 前項の規定により登記しなければならぬ事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(役員)の解任
第三十五条 通商産業大臣は、理事長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

(職員)の任命
第四十条 事業団の職員は、理事長が任命する。
(役員及び職員)の地位
第四十一条 事業団の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

2 共済金の支給を受ける権利を有する遺族が先順位者又は同順位者の生死又は所在が不明であるために共済金の支給の請求をすることができない場合には、その請求をすることができるときとなつた日から六月以内は、当該権利の消滅時効は、完成しないものとする。

第二十八条 事業団でない者は、小規模企業共済事業団という名称を用いてはならない。
(民法の準用)
第二十九条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

2 理事長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。
第三十六条 通商産業大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

第三節 業務
(業務の範囲)
第四十二条 事業団は、第二十三条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
一 この法律の規定による小規模企業共済事業を行なうこと。

(期間計算の特例)
第二十二条 共済金等の支給の請求又は掛金若しくは申込金の返還の請求に係る期間を計算する場合において、その請求が書面の郵送により行なわれたものであるときは、郵送に要した日数は、その期間に算入しない。

第三十条 事業団に、役員として、理事長一人、理事二人以内及び監事一人を置く。
(役員)の職務及び権限
第三十一条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事の職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。
(役員)の兼職禁止
第三十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

二 共済契約者(会社の役員たる小規模企業者としての地位において締結した共済契約に係る共済契約者にあつては、その会社。以下この号において同じ。)又は主として共済契約者を直接又は間接の構成員とする事業協同組合その他の団体に対し、その共済契約者又は事業協同組合その他の団体の事業に必要な資金の貸付けを行なうこと。
三 前二号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。

(目的)
第二十三条 事業団は、小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度の運営等を行なうことを目的とする。

2 理事は、理事長が定めるところにより、理事長を輔佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。
3 監事は、事業団の業務を監査する。
4 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は通商産業大臣に意見を提出することができる。

(代表権の制限)
第三十八条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が事業団を代表する。
(評議員会)
第三十九条 事業団に、評議員会を置く。

2 前項第二号に掲げる業務は、同項一号に掲げる業務の円滑な運営を妨げず、かつ、事業団の資産の安全で効率的な運用を害しない範囲内で行なわなければならない。
(業務の委託)
第四十三条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、金融機関に対し、次の各号に掲げる業務の一部を委託することができる。
一 共済金等の支給に関する業務
二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

(法人格)
第二十四条 事業団は、法人とする。

第三十二条 理事長及び監事は、通商産業大臣が任命する。

2 理事は、通商産業大臣の認可を受けて、理事長が任命する。

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

(事務所)
第二十五条 事業団は、事務所を東京都に置く。

第三十三条 役員は、再任されることができ、

2 役員は、再任されることができ、

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

(資本金)
第二十六条 事業団の資本金は、四千万円とし、政府がその全額を出資する。

2 役員は、再任されることができ、

2 役員は、再任されることができ、

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

2 役員は、再任されることができ、

2 役員は、再任されることができ、

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

2 役員は、再任されることができ、

2 役員は、再任されることができ、

2 役員は、再任されることができ、

二 掛金及び申込金の収納及び返還に関する業務

三 前条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、事業協同組合その他の事業者の団体に対し、前項第二号に掲げる業務及び調査、広報その他の業務（同項に規定するものを除く。）の一部を委託することができる。

3 前二項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、前二項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により同項第三号に掲げる業務の委託を受けた金融機関の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務方法書）
第四十四条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四節 財務及び会計

（事業年度）
第四十五条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

（予算等の認可）
第四十六条 事業団は、毎事業年度、予算及び事業計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務諸表）

第四十七条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに予算の区分

に従い作成した当該事業年度の決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見を添附しなければならない。

（利益及び損失の処理）
第四十八条 事業団は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（短期借入金）
第四十九条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（余裕金の運用）
第五十条 事業団は、次の各号に掲げる方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

- 一 通商産業大臣が指定する金融機関への預金又は金銭信託
- 二 通商産業大臣が指定する有価証券の取得

2 前項第二号の規定により取得した有価証券は、次の各号に掲げるものに運用することができる。

- 一 信託会社又は信託業務を行なう銀行への信託
- 二 証券業者への預託

証券を証券業者に預託しようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4 事業団は、四半期ごとに業務上の余裕金の運用計画を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（給与及び退職手当の支給の基準）
第五十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（通商産業省令への委任）
第五十二条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五節 監督

第五十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

（報告及び検査）
第五十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは第四十三条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託をうけた者（以下「受託者」という。）に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

い。
第六節 補則
（解散）
第五十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

（大蔵大臣との協議）
第五十六条 通商産業大臣は、次の各号に掲げる場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

- 一 第四十三条第一項、第四十四条第一項、第四十六条、第四十九条第一項若しくは第二項ただし書又は第五十条第四項の認可（第四十三条第一項の認可にあつては、同項第三号に掲げる業務を委託する場合におけるものに限る。）をしようとするとき。
- 二 第四十四条第二項又は第五十二条の通商産業省令を定めようとするとき。
- 三 第四十七条第一項、第五十条第三項又は第五十一条の承認をしようとするとき。
- 四 第五十条第一項第一号又は第二号の規定による指定をしようとするとき。

第四章 雑則
（あつせん）
第五十七条 共済契約の成立若しくはその解除の効力、共済金等、掛金又は申込金に關して、事業団と共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族との間に紛争が生じた場合において、共済契約の申込者又は共済契約者若しくはその遺族から請求があつたときは、通商産業大臣は、その紛争の解決についてあつせんをすることができる。

2 前項のあつせんの請求の手續その他あつせんに關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

（掛金及び共済金等の額の検討）
第五十八条 掛金及び共済金等の額は、少なくとも五年ごとに、共済金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、検討するものとする。

（戸籍書類の無料証明）

第五十九条 市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、区長）は、当該市町村（特別区を含む）の条例で定めるところにより、事業団又は共済金等の支給を受ける権利を有する者（共済契約者を除く。）に対し、共済金等の支給を受ける権利を有する者の戸籍に關し、無料で証明を行なうことができる。

第五章 罰則

第六十条 第五十四条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第六十一条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の過料に処する。

- 一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。
- 二 第二十七条第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。
- 三 第四十二条第一項に規定する業務以外の業務を行つたとき。
- 四 第五十条第一項の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。
- 五 第五十三条第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。
- 六 第六十二条 第二十八条の規定に違反して小規模企業共済事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)
第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定によりそれぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みを請求しなければならぬ。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

(経過規定)
第六条 この法律の施行の際現に小規模企業共済事業団という名称を用いてゐる者については、第二十八条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第七条 事業団の最初の事業年度は、第四十五条の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和四十一年三月三十一日に終わるものとする。

第八条 事業団の最初の事業年度の予算及び事業計画については、第四十六条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)
第九条 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「特定業種退職金共済組合」の下に、「小規模企業共済事業団」を、「中小企業退職金共済法」の下に、「小規模企業共済法」

を加える。

(印紙税法の一部改正)
第十条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第六号ノ十一ノ六の次に次の一号を加える。

六ノ十一ノ七 小規模企業共済事業団ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)
第十一条 所得税法（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号の表中住宅組合の項の次に次のように加える。

小規模企業共済事業団 小規模企業共済法（昭和四十年法律第 号）

(法人税法の一部改正)
第十二条 法人税法（昭和四十年法律第 号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号の表中商工会の項の前に次のように加える。

小規模企業共済事業団 小規模企業共済法（昭和四十年法律第 号）

(地方税法の一部改正)
第十三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第四号中「並びに中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団」に改め、「特定業種退職金共済組合」の下に「並びに小規模企業共済事業団」を加える。

(地方財政再建促進特別措置法の一部改正)
第十四条 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第二項中「金属鉱物探査促進事業

団」の下に「小規模企業共済事業団」を加える。

(行政管理庁設置法の一部改正)
第十五条 行政管理庁設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十二号中「及び中小企業退職金共済事業団」を、「中小企業退職金共済事業団及び小規模企業共済事業団」に改める。

(中小企業庁設置法の一部改正)
第十六条 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号の三の次に次の一号を加える。

四の三の二 小規模企業共済法（昭和四十年法律第 号）による小規模企業共済事業に關すること。

別表

一二月	六、〇〇〇円	六、〇〇〇円
一三月	六、五〇〇円	六、五〇〇円
一四月	七、〇〇〇円	七、〇〇〇円
一五月	七、五〇〇円	七、五〇〇円
一六月	八、〇〇〇円	八、〇〇〇円
一七月	八、五〇〇円	八、五〇〇円
一八月	九、〇〇〇円	九、〇〇〇円
一九月	九、五〇〇円	九、五〇〇円
一〇月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一一月	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円
一二月	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一三三	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一四四	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一五五	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円
一六六	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円

二七月	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円	五四月	三二、九五〇円	二九、五八〇円	八一月	五三、三〇〇円	四八、〇八〇円	一〇八月	七六、七四〇円	六七、九九〇円
二八月	一四、〇〇〇円	一四、〇〇〇円	五五月	三三、六五〇円	三〇、一八〇円	八二月	五四、〇九〇円	四八、七七〇円	一〇九月	七七、七〇〇円	六八、七九〇円
二九月	一四、五〇〇円	一四、五〇〇円	五六月	三四、三六〇円	三〇、七八〇円	八三月	五四、八九〇円	四九、四六〇円	一一〇月	七八、六七〇円	六九、五九〇円
三〇月	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	五七月	三五、〇六〇円	三一、三八〇円	八四月	五五、六九〇円	五〇、一五〇円	一一一月	七九、六三〇円	七〇、三九〇円
三一月	一五、五〇〇円	一五、五〇〇円	五八月	三五、七六〇円	三一、九七〇円	八五月	五六、五三〇円	五〇、八七〇円	一一二月	八〇、六〇〇円	七一、一九〇円
三二月	一六、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	五九月	三六、四六〇円	三一、五七〇円	八六月	五七、三八〇円	五一、六〇〇円	一一三月	八一、五六〇円	七一、九九〇円
三三月	一六、五〇〇円	一六、五〇〇円	六〇月	四七、一六〇円	三三、一七〇円	八七月	五八、二三〇円	五二、三二〇円	一一四月	八二、五三〇円	七二、七九〇円
三四月	一七、〇〇〇円	一七、〇〇〇円	六一月	三七、九一〇円	三三、九〇〇円	八八月	五九、〇八〇円	五三、〇五〇円	一一五月	八三、四九〇円	七三、五九〇円
三五月	一七、五〇〇円	一七、五〇〇円	六二月	三八、六五〇円	三四、六二〇円	八九月	五九、九三〇円	五三、七七〇円	一一六月	八四、四六〇円	七四、三九〇円
三六月	一八、〇〇〇円	一八、〇〇〇円	六三月	三九、四〇〇円	三五、三五〇円	九〇月	六〇、七八〇円	五四、五〇〇円	一一七月	八五、四二〇円	七五、一九〇円
三七月	一八、五〇〇円	一八、五〇〇円	六四月	四〇、一五〇円	三六、〇七〇円	九一月	六一、六三〇円	五五、二二〇円	一一八月	八六、三九〇円	七六、〇〇〇円
三八月	一九、〇〇〇円	一九、〇〇〇円	六五月	四〇、九〇〇円	三六、八〇〇円	九二月	六二、四八〇円	五五、九五〇円	一一九月	八七、三五〇円	七六、八〇〇円
三九月	一九、五〇〇円	一九、五〇〇円	六六月	四一、六四〇円	三七、五二〇円	九三月	六三、三三〇円	五六、六七〇円	一二〇月	八八、三二〇円	七七、六〇〇円
四〇月	二〇、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	六七月	四二、三九〇円	三八、二五〇円	九四月	六四、一八〇円	五七、四〇〇円	一二一月	八九、三四〇円	七八、六五〇円
四一月	二〇、五〇〇円	二〇、五〇〇円	六八月	四三、一四〇円	三八、九七〇円	九五月	六五、〇二〇円	五八、一一〇円	一二二月	九〇、三七〇円	七九、七〇〇円
四二月	二一、〇〇〇円	二一、〇〇〇円	六九月	四三、八八〇円	三九、七〇〇円	九六月	六五、八七〇円	五八、八五〇円	一二三月	九一、四〇〇円	八〇、七五〇円
四三月	二一、五〇〇円	二一、五〇〇円	七〇月	四四、六三〇円	四〇、四二〇円	九七月	六六、七八〇円	五九、六一〇円	一二四月	九二、四三〇円	八一、八一〇円
四四月	二二、〇〇〇円	二二、〇〇〇円	七一月	四五、三八〇円	四一、一五〇円	九八月	六七、六八〇円	六〇、三七〇円	一二五月	九三、四六〇円	八二、八六〇円
四五月	二二、五〇〇円	二二、五〇〇円	七二月	四六、一三〇円	四一、八七〇円	九九月	六八、五九〇円	六一、一三〇円	一二六月	九四、四九〇円	八三、九一〇円
四六月	二三、〇〇〇円	二三、〇〇〇円	七三月	四六、九二〇円	四二、五六〇円	一〇〇月	六九、四九〇円	六一、八九〇円	一二七月	九五、五二〇円	八四、九七〇円
四七月	二三、五〇〇円	二三、五〇〇円	七四月	四七、七二〇円	四三、二五〇円	一〇一月	七〇、四〇〇円	六二、六六〇円	一二八月	九六、五四〇円	八六、〇二〇円
四八月	二四、〇〇〇円	二四、〇〇〇円	七五月	四八、五二〇円	四三、九四〇円	一〇二月	七一、三〇〇円	六三、四二〇円	一二九月	九七、五七〇円	八七、〇七〇円
四九月	二四、五〇〇円	二四、五〇〇円	七六月	四九、三二〇円	四四、六三〇円	一〇三月	七二、二〇〇円	六四、一八〇円	一三〇月	九八、六〇〇円	八八、一二〇円
五〇月	二五、〇〇〇円	二五、〇〇〇円	七七月	五〇、一二〇円	四五、三二〇円	一〇四月	七三、一〇〇円	六四、九四〇円	一三一月	九九、六三〇円	八九、一八〇円
五一月	二五、五〇〇円	二五、五〇〇円	七八月	五〇、九二〇円	四六、〇一〇円	一〇五月	七四、〇〇〇円	六五、七〇〇円	一三二月	一〇〇、六六〇円	九〇、二三〇円
五二月	二六、〇〇〇円	二六、〇〇〇円	七九月	五一、七二〇円	四六、七〇〇円	一〇六月	七四、九〇〇円	六六、四六〇円	一三三月	一〇一、七五〇円	九一、一六〇円
五三月	二六、五〇〇円	二六、五〇〇円	八〇月	五二、五二〇円	四七、三九〇円	一〇七月	七五、八〇〇円	六七、二六〇円	一三四月	一〇二、八五〇円	九二、一〇〇円

一三五月	一〇三、九五〇円	九三、〇三〇円
一三六月	一〇五、〇四〇円	九三、九六〇円
一三七月	一〇六、一四〇円	九四、九〇〇円
一三八月	一〇七、二四〇円	九五、八三〇円
一三九月	一〇八、三三〇円	九六、七七〇円
一四〇月	一〇九、四三〇円	九七、七〇〇円
一四一月	一一〇、五三〇円	九八、六三〇円
一四二月	一一一、六二〇円	九九、五七〇円
一四三月	一一二、七二〇円	一〇〇、五〇〇円
一四四月	一一三、八二〇円	一〇一、四四〇円
一四五月	一一四、九二〇円	一〇二、四二〇円
一四六月	一一六、一五〇円	一〇三、四一〇円
一四七月	一一七、三三〇円	一〇四、三九〇円
一四八月	一一八、四九〇円	一〇五、三八〇円
一四九月	一一九、六六〇円	一〇六、三七〇円
一五〇月	一二〇、八三〇円	一〇七、三五〇円
一五一月	一二三、〇〇〇円	一〇八、三四〇円
一五二月	一二三、一七〇円	一〇九、三三〇円
一五三月	一二四、三四〇円	一一〇、三一〇円
一五四月	一二五、五一〇円	一一一、三〇〇円
一五五月	一二六、六八〇円	一一二、二九〇円
一五六月	一二七、八四〇円	一一三、二七〇円
一五七月	一二九、〇九〇円	一一四、三一〇円
一五八月	一三〇、三四〇円	一一五、三六〇円
一五九月	一三一、五八〇円	一一六、四〇〇円
一六〇月	一三三、八三〇円	一一七、四四〇円
一六一月	一三四、〇七〇円	一一八、四八〇円

一六二月	一三五、三二〇円	一一九、五二〇円
一六三月	一三六、五七〇円	一二〇、五六〇円
一六四月	一三七、八一〇円	一二一、六〇〇円
一六五月	一三九、〇六〇円	一二二、六五〇円
一六六月	一四〇、三〇〇円	一二三、六九〇円
一六七月	一四一、五五〇円	一二四、七三〇円
一六八月	一四二、八〇〇円	一二五、七七〇円
一六九月	一四四、一二〇円	一二六、八七〇円
一七〇月	一四五、四六〇円	一二七、九七〇円
一七一月	一四六、七八〇円	一二九、〇七〇円
一七二月	一四八、一一〇円	一三〇、一七〇円
一七三月	一四九、四四〇円	一三一、二七〇円
一七四月	一五〇、七七〇円	一三二、三七〇円
一七五月	一五二、〇九〇円	一三三、四七〇円
一七六月	一五三、四二〇円	一三四、五七〇円
一七七月	一五四、七五〇円	一三五、六七〇円
一七八月	一五六、〇八〇円	一三六、七七〇円
一七九月	一五七、四一〇円	一三七、八七〇円
一八〇月	一五八、七四〇円	一三八、九七〇円
一八一月	一六〇、一五〇円	一四〇、一三〇円
一八二月	一六一、五七〇円	一四一、二九〇円
一八三月	一六二、九八〇円	一四二、四五〇円
一八四月	一六四、四〇〇円	一四三、六二〇円
一八五月	一六五、八一〇円	一四四、七八〇円
一八六月	一六七、二三〇円	一四五、九四〇円
一八七月	一六八、六五〇円	一四七、一〇〇円
一八八月	一七〇、〇六〇円	一四八、二六〇円

一八九月	一七一、四八〇円	一四九、四二〇円
一九〇月	一七二、八九〇円	一五〇、五八〇円
一九一月	一七四、三一〇円	一五一、七五〇円
一九二月	一七五、七三〇円	一五二、九一〇円
一九三月	一七七、二四〇円	一五四、一三〇円
一九四月	一七八、七四〇円	一五五、三六〇円
一九五月	一八〇、二五〇円	一五六、五九〇円
一九六月	一八一、七六〇円	一五七、八一〇円
一九七月	一八三、二七〇円	一五九、〇四〇円
一九八月	一八四、七八〇円	一六〇、二七〇円
一九九月	一八六、二九〇円	一六一、四九〇円
二〇〇月	一八七、八〇〇円	一六二、七二〇円
二〇一月	一八九、三一〇円	一六三、九五〇円
二〇二月	一九〇、八二〇円	一六五、一七〇円
二〇三月	一九二、三三〇円	一六六、四〇〇円
二〇四月	一九三、八四〇円	一六七、六三〇円
二〇五月	一九五、四五〇円	一六八、九二〇円
二〇六月	一九七、〇六〇円	一七〇、二二〇円
二〇七月	一九八、六七〇円	一七一、五一〇円
二〇八月	二〇〇、二七〇円	一七二、八一〇円
二〇九月	二〇一、八八〇円	一七四、一〇〇円
二〇一〇月	二〇三、四九〇円	一七五、四〇〇円
二〇一一年	二〇五、一〇〇円	一七六、六九〇円
二〇一二月	二〇六、七一〇円	一七七、九九〇円
二〇一三月	二〇八、三二〇円	一七九、二八〇円
二〇一四月	二〇九、九三〇円	一八〇、五八〇円
二〇一五月	二一一、五四〇円	一八一、八七〇円

二一六月	二一三、一五〇円	一八三、一七〇円
二一七月	二一四、八六〇円	一八四、五三〇円
二一八月	二一六、五八〇円	一八五、九〇〇円
二一九月	二一八、二九〇円	一八七、二七〇円
二二〇月	二二〇、〇一〇円	一八八、六四〇円
二二一月	二二一、七二〇円	一九〇、〇一〇円
二二二月	二二三、四四〇円	一九一、三七〇円
二二三月	二二五、一五〇円	一九二、七四〇円
二二四月	二二六、八七〇円	一九四、一一〇円
二二五月	二二八、五八〇円	一九五、四八〇円
二二六月	二三〇、三〇〇円	一九六、八四〇円
二二七月	二三二、〇一〇円	一九八、二一〇円
二二八月	二三三、七三〇円	一九九、五八〇円
二二九月	二三五、五六〇円	二〇一、〇二〇円
二三〇月	二三七、三八〇円	二〇二、四七〇円
二三一月	二三九、二一〇円	二〇三、九一〇円
二三二月	二四一、〇四〇円	二〇五、三六〇円
二三三月	二四二、八七〇円	二〇六、八〇〇円
二三四月	二四四、七〇〇円	二〇八、二四〇円
二三五月	二四六、五三〇円	二〇九、六九〇円
二三六月	二四八、三六〇円	二一一、一三〇円
二三七月	二五〇、一八〇円	二一二、五八〇円
二三八月	二五二、〇一〇円	二一四、〇二〇円
二三九月	二五三、八四〇円	二一五、四七〇円
二四〇月	二五五、六七〇円	二一六、九一〇円
二四一月	二五七、六二〇円	二一九、六三〇円
二四二月	二五九、五七〇円	二二二、三五〇円

二四三月	二六一、五二〇円	二二五、〇七〇円
二四四月	二六三、四七〇円	二二七、七九〇円
二四五月	二六五、四一〇円	二三〇、五一〇円
二四六月	二六七、三六〇円	二三三、二三〇円
二四七月	二六九、三一〇円	二三五、九五〇円
二四八月	二七一、二六〇円	二三八、六六〇円
二四九月	二七三、二一〇円	二四一、三八〇円
二五〇月	二七五、一六〇円	二四四、一〇〇円
二五一月	二七七、一一〇円	二四六、八二〇円
二五二月	二七九、〇六〇円	二四九、五四〇円
二五三月	二八一、一四〇円	二五一、三二〇円
二五四月	二八三、二一〇円	二五三、一一〇円
二五五月	二八五、二九〇円	二五四、八九〇円
二五六月	二八七、三七〇円	二五六、六七〇円
二五七月	二八九、四五〇円	二五八、四五〇円
二五八月	二九一、五二〇円	二六〇、二四〇円
二五九月	二九三、六〇〇円	二六二、〇二〇円
二六〇月	二九五、六八〇円	二六三、八〇〇円
二六一月	二九七、七六〇円	二六五、五八〇円
二六二月	二九九、八三〇円	二六七、三七〇円
二六三月	三〇一、九一〇円	二六九、一五〇円
二六四月	三〇三、九九〇円	二七〇、九三〇円
二六五月	三〇六、二〇〇円	二七二、八二〇円
二六六月	三〇八、四二〇円	二七四、七二〇円
二六七月	三一〇、六三〇円	二七六、六一〇円
二六八月	三一二、八五〇円	二七八、五〇〇円
二六九月	三一五、〇六〇円	二八〇、三九〇円

二七〇月	三一七、二八〇円	二八二、二八〇円
二七一	三一九、四九〇円	二八四、一七〇円
二七二	三二一、七一〇円	二八六、〇六〇円
二七三	三二三、九二〇円	二八七、九五〇円
二七四	三二六、一四〇円	二八九、八五〇円
二七五	三二八、三五〇円	二九一、七四〇円
二七六	三三〇、五七〇円	二九三、六三〇円
二七七	三三二、九三〇円	二九五、六四〇円
二七八	三三五、二九〇円	二九七、六四〇円
二七九	三三七、六五〇円	二九九、六五〇円
二八〇	三四〇、〇一〇円	三〇一、六六〇円
二八一	三四二、三七〇円	三〇三、六六〇円
二八二	三四四、七三〇円	三〇五、六七〇円
二八三	三四七、一〇〇円	三〇七、六八〇円
二八四	三四九、四六〇円	三〇九、六八〇円
二八五	三五一、八二〇円	三一、六九〇円
二八六	三五四、一八〇円	三一三、七〇〇円
二八七	三五六、五四〇円	三一五、七〇〇円
二八八	三五八、九〇〇円	三一七、七一〇円
二八九	三六一、四二〇円	三一九、八四〇円
二九〇	三六三、九三〇円	三二一、九七〇円
二九一	三六六、四五〇円	三二四、一〇〇円
二九二	三六八、九七〇円	三二六、二三〇円
二九三	三七一、四八〇円	三二八、三六〇円
二九四	三七四、〇〇〇円	三三〇、四八〇円
二九五	三七六、五二〇円	三三二、六一〇円
二九六	三七九、〇三〇円	三三四、七四〇円

二九七月	三八一、五五〇円	三三六、八七〇円
二九八月	三八四、〇七〇円	三三九、〇〇〇円
二九九月	三八六、五九〇円	三四一、一三〇円
三〇〇月	三八九、一一〇円	三四三、二六〇円
三〇一月	三九一、七九〇円	三四五、五二〇円
三〇二月	三九四、四七〇円	三四七、七八〇円
三〇三月	三九七、一五〇円	三四九、〇四〇円
三〇四月	四〇〇、八三〇円	三五二、三〇〇円
三〇五月	四〇二、五二〇円	三五四、五五〇円
三〇六月	四〇五、二〇〇円	三五六、八一〇円
三〇七月	四〇七、八八〇円	三五九、〇七〇円
三〇八月	四一〇、五七〇円	三六一、三三〇円
三〇九月	四一三、二五〇円	三六三、五九〇円
三〇一〇月	四一五、九三〇円	三六五、八五〇円
三〇一一月	四一八、六一〇円	三六八、一一〇円
三〇一二月	四二一、三〇〇円	三七〇、三七〇円
三〇一三月	四二四、一六〇円	三七二、七六〇円
三〇一四月	四二七、〇二〇円	三七五、一六〇円
三〇一五月	四二九、八八〇円	三七七、五六〇円
三〇一六月	四三二、七四〇円	三七八、九五〇円
三〇一七月	四三五、六〇〇円	三八二、三五〇円
三〇一八月	四三八、四六〇円	三八四、七五〇円
三〇一九月	四四一、三二〇円	三八七、一四〇円
三〇二〇月	四四四、一八〇円	三八九、五四〇円
三〇二一月	四四七、〇四〇円	三九一、九四〇円
三〇二二月	四四九、九〇〇円	三九四、三四〇円
三〇二三月	四五二、七六〇円	三九六、七三〇円

三二四月	四五五、六二〇円	三九九、一三〇円
三二五月	四五八、六七〇円	四〇一、六七〇円
三二六月	四六一、七二〇円	四〇四、二二〇円
三二七月	四六四、七六〇円	四〇六、七六〇円
三二八月	四六七、八一〇円	四〇九、三〇〇円
三二九月	四七〇、八六〇円	四一一、八四〇円
三三〇月	四七三、九一〇円	四一四、三九〇円
三三一月	四七六、九六〇円	四一六、九三〇円
三三二月	四八〇、〇一〇円	四一九、四七〇円
三三三月	四八三、〇六〇円	四二二、〇二〇円
三三四月	四八六、一一〇円	四二四、五六〇円
三三五月	四八九、一五〇円	四二七、一〇〇円
三三六月	四九二、二〇〇円	四二九、六五〇円
三三七月	四九五、四五〇円	四三二、三〇〇円
三三八月	四九八、七〇〇円	四三五、〇四〇円
三三九月	五〇一、九五〇円	四三七、七四〇円
三四〇月	五〇五、二〇〇円	四四〇、四四〇円
三四一月	五〇八、四五〇円	四四三、一四〇円
三四二月	五一、七〇〇円	四四五、八三〇円
三四三月	五一四、九五〇円	四四八、五三〇円
三四四月	五一八、二〇〇円	四五一、二三〇円
三四五月	五二一、四五〇円	四五三、九三〇円
三四六月	五二四、七〇〇円	四五六、六三〇円
三四七月	五二七、九五〇円	四五九、三三〇円
三四八月	五三一、二〇〇円	四六二、〇二〇円
三四九月	五三四、六七〇円	四六四、八二〇円
三四〇月	五三八、一三〇円	四六七、七五〇円

三五一	五四一	六〇〇円	四七〇	六一〇円
三五二	五四五	〇六〇円	四七三	四七〇円
三五三	五四八	五三〇円	四七六	三四〇円
三五四	五五一	九九〇円	四七九	二〇〇円
三五五	五五五	四五〇円	四八二	〇六〇円
三五六	五五八	九二〇円	四八四	九三〇円
三五七	五六二	三八〇円	四八七	七九〇円
三五八	五六五	八五〇円	四九〇	六五〇円
三五九	五六九	三一〇円	四九三	五一〇円
三六〇	五七二	七八〇円		

理由

小規模企業者の福祉の増進と小規模企業の振興に寄与するため、小規模企業共済制度を創設することとし、これに関し必要な事項を定めるとともに、その運営にあたる小規模企業共済事業団について組織、業務その他所要の事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

総合エネルギー調査会設置法案

総合エネルギー調査会設置法

第一条 通商産業省に、附属機関として、総合エネルギー調査会（以下「調査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、通商産業大臣の諮問に応じ、エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議する。

2 調査会は、前項に規定する重要事項に関し、必要があると認めるときは、通商産業大臣に意見を述べることができる。

(組織)

第三条 調査会は、委員二十人以内で組織する。

2 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員及び臨時委員は、学識経験のある者の中から、通商産業大臣が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

6 委員及び臨時委員は、非常勤とする。

第四条 調査会に、会長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第五条 調査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、通商産業大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(部会)

第六条 調査会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。

4 第四条第三項の規定は、部会長に準用する。

(庶務)

第七条 調査会の庶務は、通商産業大臣官房において処理する。

(省令への委任)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に

関し必要な事項は、通商産業省令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第一項の表中通商審議会の項を削り、産業構造審議会の項の次に次のように加える。

総合エネルギー調査会	エネルギーの安定的 項を調査審議するこ と。
------------	------------------------------

かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ
と。

長期的な施策に関する重要事
と。

理由

エネルギーの安定的かつ合理的な供給の確保に関する総合的かつ長期的な施策に関する重要事項を調査審議するため、通商産業省の附属機関として総合エネルギー調査会を設置する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

商工委員会議録第三号中正誤

誤

いきたという

正

いきたという

委員に

委員長に

ちやうど

ちやうど

対して、百五十

対して百五十万

渡邊(善)

渡邊(喜)

無担保保証人

無担保保証人

無担保保証人

第一類第九号

商工委員會會議第十四号

昭和四十年三月十二日

昭和四十年三月十七日印刷

昭和四十年三月十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局